

## 韓国における金融改革

Yeom, Dong-ho / 廉, 東浩

---

(出版者 / Publisher)

Institute of Comparative Economic Studies, Hosei University / 法政大学比較経済研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

比較経済研究所ワーキングペーパー / 比較経済研究所ワーキングペーパー

(巻 / Volume)

65

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

46

(発行年 / Year)

1998-07-06

アジアの金融ビッグバンシリーズ No. 1

# 韓国における金融改革

廉 東浩

# 韓国における金融改革

## 目次

はじめに

### 第1章 韓国における金融規制と金融政策

第1節. 韓国における経済発展と金融

第2節. 韓国における金融規制の目的

第3節. 中央銀行の独立性と金融監督

### 第2章 経済発展課程における金融改革

第1節. 輸出指向的工業化と金融改革（1965年、金利現実化措置）

（1）背景

（2）改革の主な内容

（3）改革の効果

第2節. 重化学工業政策と金融改革(8.3措置)

（1）背景

（2）8.3措置の内容

（3）改革の効果

第3節. 民間主導への移行と金融改革（1980年代）

（1）背景

（2）金融改革の内容

（3）評価及び意義

### 第3章 国民経済システム再構築と金融改革（1990年代）

第1節. 金融改革推進背景

第2節. 金融改革の内容

1) 金利自由化

2) 金融機関の資産運用に対する規制緩和

3) 金融機関所有・支配構造改善

4) 金融産業構造調整

5) 金融開放化の推進

第3節. 金融改革案：金融改革委員会

1) 金融改革報告書の内容

2) 意義及び評価

終わりに

付録表

参考文献

## 韓国における金融改革

はじめに

70年代米国の金融改革を初めとした1986年の英国のビックバンなど先進諸国の金融改革は、その形態と金融制度の特徴、または規制の程度の違いはあるものの、その発展過程において幾つかの共通するものがある。まず金融改革の形態は新金融手段の導入、金利の市場化、金融機関間競争などを共有する。このような変化は金融規制の環境変化、競争的圧力、そして金融市場の構造変化と金融市場の国際化などによってもたらされた。

このような流れのなかで、韓国では、1990年代に入ってから新経済5ヶ年計画、金利自由化、金融自律化及び開放計画、金融産業改編、為替制度改革などの金融改革を進めている。しかし再三の金融改革にも関わらず金融環境は改善されず、HanBo鉄鋼の不渡などのような大型金融不祥事が生じ、金融産業に対する評価は依然として厳しい。<sup>1</sup>さらにOECDに加盟し、金融開放を余儀なくされる状況のなかで、国内金融機関の財務構造の悪化は深刻化し、金融不祥事の続発により、金融システムの安全性が疑問視されるだけでなく、政府の管理能力に対してまで不信が増幅されている。

1997年初頭、大企業の連載倒産をはじめとした韓国経済状況の悪化は、東南アジアの通貨危機に打撃を受け、金融危機という状態にまでいたった。その結果、IMF体制となり、IMFの条件にそって全面的な開放を余儀なくされた。

韓国における今回の金融危機は、不良債権問題が金融機関に移転され、金融機関システムの混乱につながったこと、90年代入ってから高費用・低効率の経済構造が深化したこと、93年の円高などによる過剰投資が経常収支赤字の累積を招き、企業の不足した資金を海外の短期資金に依存したことなどが原因として指摘されている。

90年代に入ってから国民経済システムの変革を謀た韓国では、産業構造改革や金融改革を推進してきた。

そのなかで1997年年頭に韓国版「金融Big Bang」が打ち出された。<sup>2</sup>今回の金融改革は80年代から進めてきた金融改革の延長線上にあるとされている。

どころが韓国における金融改革は、60年代から金融改革の一環として様々な金融自律化が進められてきたのである。

60年代からの一連の金融改革において、経済環境と金融改革の目的は変わっても根本的にかわらないのは、①改革の主体が市場主導ではなく政府主導であること、②急進的で臨機応変応変的な性格が強いこと、③政治的な要素が多いことである。

しかし97年の金融改革は、60年代の経済開発始動期における制度面での一連の金融改革、70年代の高度成長期と経済構造再編期において実物市場を支援するために行った金融改革、80年代の対内外的環境変化に大きく左右された状況下で行った政府主導型から民間主導型への転換という金融改革とは、大きく異なる点がいくつかある。まず、第一に開発経済から先進経済への移行、第二に、

<sup>1</sup> Kim Dae-sick(1987), Kim Dong-won(1997)など

<sup>2</sup> 政策当局による制度的変化は金融規制緩和 (financial deregulation) で金融機関に焦点を合わせた場合は金融革新 (financial innovation) と呼ぶ。米国では主に金融規制緩和と表記し、日本では金融自由化 (financial liberalization) というが、両方を金融改革 (financial reform) とも呼ぶ。韓国においては金融自律化または金融自由化と呼ばれているが、本稿では金融改革とする。

対外指向的な実物経済に対し、相対的に対内指向的で規制中心であった金融の対外指向化、または対外開放化、第三に、資金配分の問題に限らず国民経済システム「National economy management system」の変革に伴う金融改革である。以上三つの点が挙げられる。<sup>3</sup>

本稿の目的は、IMF体制以前まで推進された韓国における金融改革の焦点と内容をサーベイし、歴史的な観点から分析することである。そして改革の時期を四段階に分けて、焦点と内容の変遷を比較することによって97年の金融改革の位置付けを試みる。第2章では韓国における金融規制の根拠と金融環境変化について、第3章では60年代から80年代までの韓国金融改革の内容と焦点をサーベイする。第4章では、1997年提出された金融改革委員会の報告書の内容を紹介し、それを中心に金融改革の焦点と課題を検証することとする。第5章は結論である。

---

<sup>3</sup> 韓国金融学会『韓国版金融大改革 Work shop』1997。

# 第1章 韓国における金融規制と金融改革

## 第1節. 韓国における経済発展と金融

実物経済と金融との関係の面では、韓国金融の役割に対する二つの仮説がなされている。まず第一は、韓国の金融は限定された資源を政策的に必要な部門に低コストで配分することによって経済成長に貢献してきた。もう一つは韓国金融の後進性が実物経済の成長を妨げているという説である。このような金融の役割について相反した仮説が同時に成立するのは、二つの仮説が時差をもって因果関係 (causality) が現れているからである。<sup>4</sup>

その関係を「H.T.Patrick 供給先導 (Supply - leading) — 需要追従 (Demand - follow)」仮説に照らし合わせてみると、経済発展と金融部門の役割において、政府主導下で開発を始めた韓国の場合、1960年代から70年代を供給先導 (Supply - leading) 期、1980年代を金融改革による需要追従 (Demand - follow) 連続への移行期となる。つまり政府の供給先導による利益 (Benefit) が社会的費用 (Social cost of finance) を小さくするという仮説であるが、それによると韓国の場合、60年代、経済発展の初期段階に、成長を誘発する実物部門からの金融需要に対し政府が金融機関を創出、金融資産を供給して、金融部門が経済発展を先導したこととなる。さらに非金融部門による実物経済が発展すると、実物部門の資金需要のために金融部門は追従するようになったといえよう。二つの仮説の根底には、金融支援体制を整備するための一つの方法として用いられたのである。韓国において実物部門と金融の関係を論じる際に上記の仮説だけでは説明できない部分が多いが、経済発展と金融の関係を説明する際に70年代の金融の経済発展先導論と80年代の金融部門追従論はそれなりの説得力をもつ。

70年代末からの台頭された金融改革を論じる際、金融に対する認識の違いが大きく現れるが、その認識の違いは上記の仮説との関連性をも深いといえよう。80年代金融改革論に対する認識の違いは大きく二つに現れた。まず一つは、実物部門に信用を円滑に提供できないほど悪化した韓国の金融機関に、引き続き実物部門への支援を担う金融を育成するために金融改革が必要であった。すなわち実物経済の補助者という認識である。Lee, Hyoun-Jae (1982) は実物経済に比べ金融経済が相対的に衰えているので実物経済の継続的な発展を妨げつ要因として作用していると指摘している。

一方、韓国金融改革の核心が中央銀行の中立性、独立性の保障と銀行経営の自律性の確立にあることが金融改革の根幹であるとの認識である。このような認識は、金融改革本質を貸出審査に対する自律性の確立と金融機関の資産運用と人事権の独立にあるとする論者から提起された。中央銀行の独立性に関しては通貨政策などに対して政府の執行機関の役割しか果たせなかったことや政治的な中立性も確報できなかったことからである。これは銀行の企業性を回復するための一つの前条件ともなる。しかし彼らは金融改革に対して金融改革の必

<sup>4</sup> 財務部の新経済5ヶ年計画 (1991) では“韓国金融は経済の成長と発展に大きく貢献してきたものの成長の過程において金融機関の企業性及び収益性より公共性が強調され金融産業の競争力が弱体化され、金融の効率性が低下した”。また「金融産業発展審議会報告書」(1993)には政府の規制の影響によって金融機関の自律経営が大きく制約され、本来の商業性を失い、需要側の利益は無視された。従って金融産業の対外競争力の弱体化は国民経済の競争力さえ喪失を招き、時には金融制度の安定性さえ脅かすことさえあったと指摘している。

要を強調しながらも、その実現性に対しては非常に悲観的である。<sup>5</sup> 悲観的な立場では悪い財務構造の状況下で企業は救済金融を渴望しているし、そして銀行の資産選択行動に対する自律化の面においても政策金融の割合の大きさなかでは民営化を進めて銀行の企業性を回復できる金融改革が行えるのは難しい。また経済開発計画が実行計画となっている状況のもとでの金融改革は、極めて難しいとの判断である。

金融改革の必要性は両者とも認識しているものの、金融に対する認識は両者の間に大きく異なるところがある。それは両者の80年代の経済状況に対する対象方策に対する見解の違いを表しているともいえよう。つまり政府は金融支援態勢の整備のために金融改革を推進すべきであるとの認識から国民経済の根幹である実物経済のための補助者としての金融で、一方後者は金融の不実化の原因を製造業優先政策にあると指摘し、経済開発計画自体の変更を主張した。<sup>6</sup>つまり経済政策の転換なしでは金融の企業性回復は望めないとの見解である。そのような論議は70年代から始まったアメリカを初めとした先進諸国の金融自由化、1986年のイギリスの金融ビクバンなどに伴う国際金融市場の環境変化によって金融改革論に対する方向も大きく変わりようになる。1988年一部の金利自由化と金融市場国際化の方向へ大きく転換するようになった。1987年中央銀行の中立性と独立性の保障に対する要求が韓国銀行から提示され、論議されはじめた。これは90年代に入ってから続き、97年の金融改革案においても大きく取り上げられるようになった。これに対し政府と韓国銀行との論議に対しては3)韓国銀行の独立性と金融監督と<付表2>を参照せよ。

## 第2節. 韓国における金融規制

政府規制(government regulation)に対する経済理論は、一般的に公益動機と私的利益動機の二つの接近方法から分析される。政府の介入が市場失敗(market failures)の場合、安定性(stability)、健全性(soundness)、効率性(efficiency)を維持し、通貨信用政策の効率性を高め、経済の効率を図るという公益機能を持つので必要であると主張される。しかし、産業または利害主体が自分の利益のために政治規制を要求するという私的利益動機からの側面もある。つまり政府の規制が必ずしも公益のために存在するとは限らない。公益動機以外に私的動機が存在するのである。すなわち富の再分配効果による政治的選択(political choice)の存在も無視できないからである。

また市場の失敗(market failures)を防ぎ、経済的能率を向上させるという金融規制には目的があり、規制によって効率性上昇を求めている。

イギリスと米国において金融規制の主な目的が外部効果と情報の非対称性を克服するためのものであったとすれば、韓国の金融規制は経済成長に必要な財源を調達・運用するためのものであった。

韓国において金融機関を包括的に規制する「銀行法」第1条には“…金融機関の健全な運営を図り預金者を保護し、信用秩序を維持することによって国民経済に寄与することを目的とする”となっている。その目的には上部目的と下部目的が存在し、金融機関の健全経営、信用秩序、預金者保護という三つの目的の上に上部目的である国民経済発展があり、経済政策の施行の過程において実物経済の成長のために金融部門の規制を正当化する根拠となった。このような

<sup>5</sup> 趙 淳外(1981)「一般銀行制度の改変方向に関する研究」p36~37、韓国銀行。鄭 雲燦(1982)『転換期に立つ韓国金融の進路』(ソウル大学経済研究所)など。

<sup>6</sup> 鄭 雲燦(1982)と(1991)。

目的のもとで金融市場を分割し、差別してきたのである。また政府は資金割当 (credit rationing) に介入し政策金融を円滑に調達するため金融規制を強化した。<sup>7</sup> 政府の信用割り当て (credit rationing) への介入は、政策金融を円滑に調達するための金融規制である。新規参入規制と金利規制はそのために存在するのである。このような観点から金融規制は財政手段または租税 (taxation by regulation) の一種として行われたともいえよう。

上記の理由から 70 年代の韓国の金融市場未発達は行き過ぎた金融規制による「金融の財政化」または「財政の金融化」であるとの指摘がある。成長通貨という通貨増発とインフレによる調達、これと共に外債の規模も大きかった。特に金融機関の人事に政府が深く関与しているのは、金融規制の手段とともに政治圏及び利害集団の利己的な動機の現われである。その影で金融は産業の補助者として認識され、一つの産業として存在できなかったのである。

より具体的に金融規制の主な対象となる銀行に対する規制の内容を覗くこととする。銀行規制の目的と内容はのく表 2-1>の通りである。

金融規制は事前的規制である競争制限と経営活動に対する事後的監督及び検査に区分できる。それを表でまとめてみると次ぎの様である。

<表 1-1>規制の内容と目的

	目 的	内 容
進入制限	競争制限による安全性確保	銀行の新設、合併、解散の制限 (銀行法第 9,12 条)
貸借対照表統制	通貨流動性を備える	
a. 資本金	放漫な資産運用から預金者保護	(資本金 + 積立金) $\geq 0.05^*$ (保証または引受債務額)、最低資本額 (250 億ウォン)、純利益の 1/10 積立 (銀行法第 15, 16, 17 条)
b. 支払準備金	預金者保護と信用創出能力調節	(銀行法第 31 条)
営業活動規制	投機的運用及び金融と企業の相互支配を防ぐ	資産と負債規制 (銀行法第 18,19,20,21,22,25,26,27 条)
利子率規制	過剰な預金競争と企業の金利負担軽減	預金・貸出金利上限規制 (銀行法第 30,30 条 6 項)
監督・検査	健全な経営	(銀行法第 7,32 条)

新規参入及び支店設置、業務領域規制及び利子率規制と資本金、積立金、ポートフォリオ規制及び貸し出し規制の事前的規制が強く、銀行の経営状態に対し、監督及び検査は緩いといえる。

### 第 3 節. 韓国銀行 (中央銀行) の独立性と金融監督

#### 1) 金融政策と中央銀行

金融政策 (financial policy) は大きく通貨信用政策 (monetary policy) と金融規制 (financial regulations) とみなすことができる。開放経済のもとで通貨信

<sup>7</sup> Lee, Jae - Yoon 『金融研究』 第 5 巻 第 1 号 1991.4



用政策は、通貨及び信用調節と金利調節による為替政策を含むが、韓国のような小規模開放経済（small-open economy）においては為替レートと資本流出入のコントロールを主な内容とする為替政策（foreign-exchange policy）が通貨信用政策と区分されよう。

韓国財経院（財政経済院）は、金融政策を①金融制度の維持及び変更、②金融機関の参入、③金融機関の信用供給対象の選定、④金融機関が供給している通貨及び信用量水準（通貨信用政策）、⑤金融機関の健全な運営（金融監督行政）することと定義し、預金者保護及び信用秩序維持のために監督・検査と区分している。金融の公共性と外部性によって政府の公的介入が必要であるとしている。<sup>8</sup>

しかし過去の70・80年代のような経済構造では金融政策の権限が集中され、一貫性のある政策運営が効率的であったといえるが、現在の韓国経済状況においては政策当局の専門性及び政策決定権限の牽制と均衡が要請されている。韓国のような金融政策決定の権限が集中すると①金融政策決定における透明性の不足、②責任所在の不明確、③選別機能及び合理的な調整役割が難しいなどの問題が現われている<sup>9</sup>

#### ①金融通貨運営委員会

韓国銀行は最高意思決定機構とされているにもかかわらず、金通委の議長が財経院長官となっており、通貨信用政策を樹立・執行を指示・監督することは実際に無理である。

また金通委の地位の面においても韓銀法第7条第1項に「韓国銀行に金通委を置く」と同時に第7条第2項に「韓国銀行の業務、運営、管理に関する指示監督をする」と規定されている。法的にも一貫性がなく、解釈に異論が多い。第2項を重視すれば独立規制委員会となり、韓銀は金通委の下部執行機構になる。従って、現行の韓銀法上、金通委は独立規制委員会の性格と韓銀の最高意志決定機構という二つの性格を同時に持つ（中央銀行の独立性における政府と韓国銀行の改革案に関しては付録表を参照）。

#### ②通貨信用政策

韓国における通貨政策手段は韓国銀行法上、伝統的手段として①金利政策、②支払準備率政策、③公開市場操作、次に応急手段として①金融機関の貸出及び融資限度制、②巨額融資に対する事前承認制、③金融機関融資申請に対する拒否がある。韓国において日常的な通貨政策は、公開市場操作ができるような市場環境が整備されていないので、主に対金融機関の支払準備率政策に依存している。

まず金利政策は主に中央銀行貸出金利政策と金融機関預・貸最高金利政策に分けられる。中央銀行の貸出金利は金融通貨運営委員会によって決定される。通貨当局の金利政策を反映しているので基準金利という概念が確立されているとは言い堅い。<sup>10</sup> 次に公開市場操作政策の対象となる証券としては国債、政府

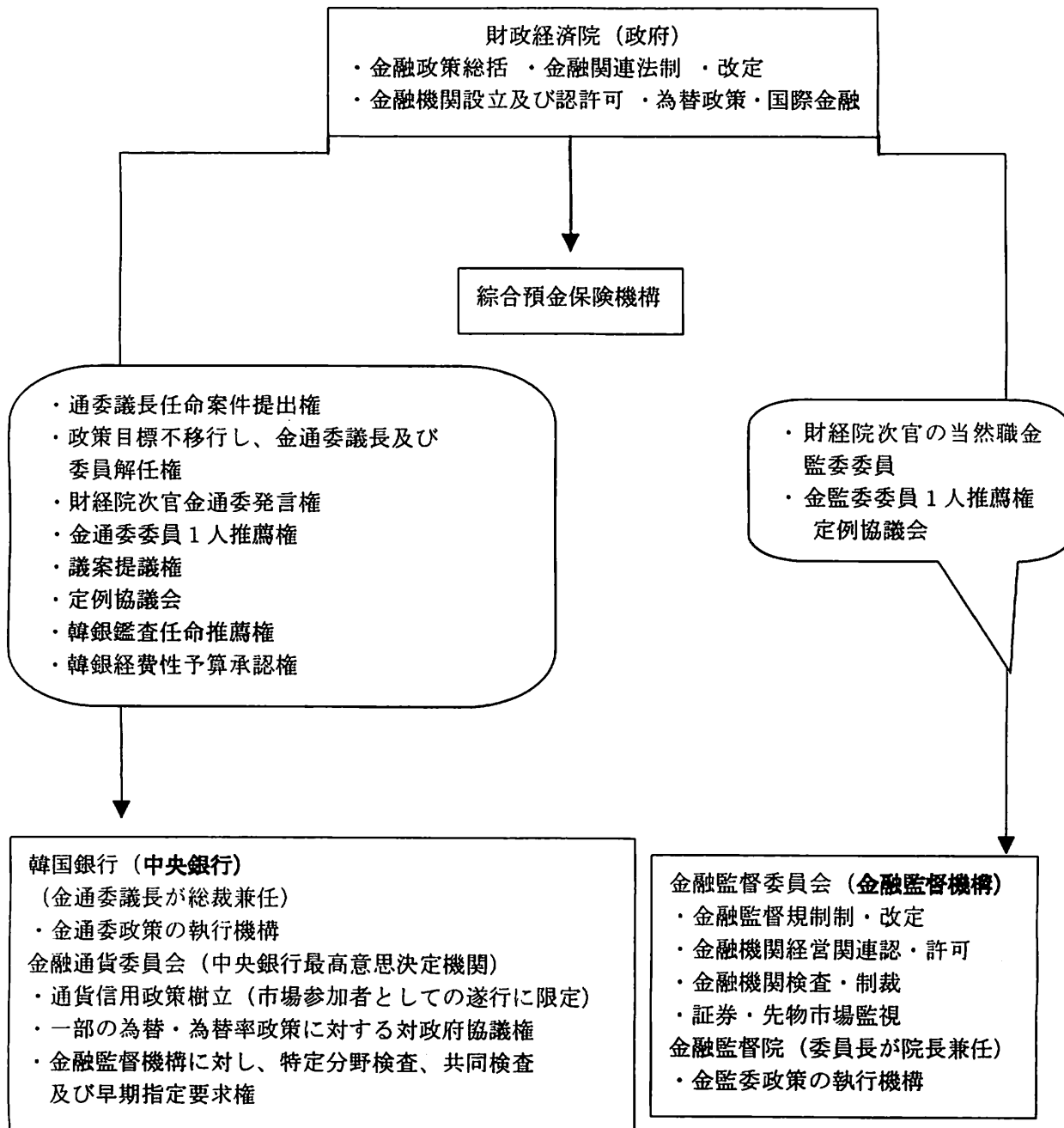
<sup>8</sup> 金融政策運用方向に関して財経院は、①と②に関しては政府が直接遂行し、③に関しては市場機能に委ねるが、中小企業などの部門に限り政府が最小限の役割を果たす。④にかんしては中央銀行が中立的に運用できるように制度改編する。⑤は政府の役割を強化するが監督機能の効率性のため監督体系を合理的に改編すると示している。

<sup>9</sup> 「韓国の金融大変革（Korean Big Bang）」韓国金融学会、1997年韓国金融学会金融政策・経営Workshop。

<sup>10</sup> 李 昌圭『韓国金融論』法文社、P47

保証有価証券、通貨安定証券があるが、市場を通すのではなく、金融機関を直接相手として対象証券の売買等によって直接的に金融機関の支払いポジションを調節している。

<図1> 財経院の中央銀行及び金融監督機構に対する支配構造



通貨信用政策における韓国銀行の独立性論争は、1950年韓国銀行法制定以来続いてきたが、いまだに決着が付いてない。<sup>11</sup>

現在の韓国銀行の設立目的では経済成長と物価安定の間で相互相衝されうるので、通貨信用政策の樹立・遂行に独自性が保証されない限り、韓国銀行の発券力が政策当局の選別金融及び指示金融の手段に利用される可能性は大きい。

## ②金融監督と金融規制

韓国金融監督制度は、分業主義に沿って、個別の関連法にもと付いて設立・運営されている。したがって、金融監督体系も金融機関別に区分されている。

<表 1-2> 中間監督機関

	銀行監督院	証券監督院	保険監督院
監督機関	金融通貨運営委員会 (財経院長官が金通 委議長)	証券管理委員会(財経 院長官が証券監督院 に対する命令権保 有)	財経院長官
組織	院長、副院長、副院長 補3人 9局	院長、副院長、副院長 補3人 4部14局5室	院長、副院長、副院長 補3人 5部10局4室
予算(96)	369億 Won(人件費ベ ース)	448億 Won	314億 Won
監督内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行に対する監督及び検査</li> <li>金融機関の健全経営と信用秩序維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社などに対する監督及び検査</li> <li>企業公開、会社債発行など直接金融管理</li> <li>不公正取り引きに対する調査及び外部監査制度運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社などに対する監督及び検査</li> <li>保険募集人の登録及び管理</li> </ul>

出所：金融改革案「一次報告書」より

金融監督体系は二元化された監督機関（財経院と韓銀）と多元化された検査機関（財経院、銀行・証券・保険監督院、鑑査院など）からなる。

現行監督体系の問題としては、①監督範囲及び責任所在が不明確で、金融圏の総合的な把握と総括監督が難しい。②システム・リスクに対する対応が不十分で、③中間監督機関の自律性と中立性制限されている。④中間監督機関の非効率的な運営、⑤予防次元の監督機能と健全規制装置が働いていない。⑥重複監督などがある。

<sup>11</sup> 韓国銀行の独立性に関する論争は 1982~1983 年の金融産業発展審議会での中央銀行改編論議、1987~1989 年の韓国銀行法改正論議、1995 年 2 月財経院の「中央銀行制度改編案」などが代表的である。

<表 1-3> 韓国の金融監督・検査体系 (1996.7)

区分		監督機関	検査機関	委嘱検査機関
一般銀行	都銀、地銀、外銀支店	金融通貨委員会(銀行監督院)	銀行監督院 預金保険公社 <sup>1)</sup>	
特殊銀行	農・水・畜協信用事業部門	金融通貨運営委員会(銀行監督院)	銀行監督院、 預金保険公社 <sup>1)</sup>	
	産業、企業銀行	財経院	鑑査院、預金保険公社 <sup>1)</sup>	銀行監督院
	輸出入銀行	財経院	鑑査院、財経院	銀行監督院
	住宅銀行、長期信用銀行	財経院	財経院、預金保険公社 <sup>1)</sup>	銀行監督院
非金融機関	信協	財経院	財経院	銀行監督院
	相互信用金庫	財経院	財経院	銀行監督院、 信用管理基金
	信託	財経院	財経院	
	総合金融	財経院	財経院	銀行監督院
証券機関	証券会社、証券金融	財経院、証券監督院 <sup>2)</sup>	証券監督院	
保険機関	生保、損保	財経院、保険監督院 <sup>2)</sup>	保険監督院	
	火保	財経院	財経院	保険監督院
その他	信用管理基金	財経院	財経院	銀行監督院
	信用保証基金	財経院	鑑査院または財経院	銀行監督院
	投資信託、証券取引所	財経院	財経院	証券監督院 <sup>3)</sup>
	信用カード		財経院	銀行監督院
	リス		財経院	銀行監督院

注：1) 検査ではなく制限的調査だけ可能

2) 一部の監督権保有

3) 投資信託に対する検査

資料：Kim Dae-Sick

## 第2章 金融改革の過程

第2章では、80年代以後を中心とし、金融改革に対する論議と金融改革の焦点となっている問題に対して現況と問題を述べた。本章では金融改革論争の背景となる、経済状況を踏まえながら金融に対する認識変化そして金融改革の内容を歴史的に展開していくこととする。特に60年代と70年代は金融改革の背景を経済政策と関連して、80年代の改革はその内容を中心に展開していく。

韓国における金融改革は経済発展段階や金融政策にそって大きく4段階に分けられる。それはまず①1965の「金利現実化措置」を初めとした60年代半ばに行われた一連の制度改革及び政策基調の転換、②1972年の「8・3措置」と一連の制度改革、③1980年以後の市中銀行民営化を初めとした一連の金融自律化措置などは、比較的短い期間の間に金融制度を全面的に改編するか、金融政策の基調を全面的に転換したそうした意味の金融改革として位置付けられる。次に④1988年「金利自由化」以降の一連の措置や90年代の金融改革と今回の金融改革委員会の報告書は成長経済から自由経済へ、開発経済から先進経済へ、政府主導経済から民間主導経済への変換期における金融改革としてとらえる。まず1965年の「金利現実化」を中心とした金融改革を、1973年の「8.3措置」を中心とした金融措置を、1980年代の金融機関民営化から金利自由化へつながる金融改革の過程を経済的な背景と目的を中心に展開していくこととする。90年代の金融改革と1997年の金融改革案に関しては第4章で扱うこととする。

### 第1節. 輸出指向的工業化と金融改革：1965年金利現実化措置

輸出と投資拡大のための内資動員と価格現実化ないし合理化を目指して金融改革がおこなわれた。一次的な目標はインフレを抑制するために実物投資または私金融市場に向けられた資金を銀行に向けることであった。このため定期預金金利と貸し出し金利を引き上げた。が、預金金利より貸出金利の引上げ幅が低かった。平均的には貸し出し金利が預金金利より低かった。このような預金金利の大幅引上げによって代替効果が現れ、内資動員には効果があったと評価される。

#### (1) 背景

1962年経済開発5ヶ年計画を始め、量的な成長金融を調達するための金融制度での整備が必要であった。また1965以前10年間、通貨政策の焦点は物価上昇率を下げるために通貨量(M<sub>1</sub>)を抑制するところにあった。利率は借り手のコストを緩和し、資金調達による「コスト上昇」効果を避けるため、10%~15%水準に抑えられた。

一方私金融市場の金利は61.4%(64)で公定金利の3~4倍で運用された。比較的低いインフレ時期であった1958年から1962年の間、実質金利はプラスでM<sub>2</sub>/GNPの増加率が10.5%から14.8%に上昇した。その後1963~1964年はインフレにより実質金利がマイナスに転じて、M<sub>2</sub>/GNPが9.1%に下がった。

Gurley, John G., Edward S. ShawそしてHugh T. Patrickの三人は、1965年報告書で通貨量を直接統制するよう韓国銀行に安定勘定を新設すること、ならびに利率の法的上限を撤廃し、私債と競争できるような水準にすることを

提案した。その勧告にならって同年 9 月 30 日「金利現実化措置」がなされたのである。

### (2) 改革の主な内容

改革の主な内容は、金融機関の金利を大幅に引上げる（1965.9.30）金利現実化措置と、貸出最高限度額制を撤廃し貸出規模に対する直接統制から間接統制へ部分的に移行したことである。また韓国銀行は通貨安定勘定を新設し、通貨安定証券の強制的な売りと支払準備率による間接的な流動性統制方式に転換を図った。その結果実質金利は 1964 年の -17.0%から 1965 年の 11.2%に引き上げられた。

1967 年から内資動員体制を強化し地域経済開発を促進するために韓国住宅銀行（1967 年）、韓国信託銀行（1968）、地方銀行（1967 年より）などが新設された。資本市場育成のために韓国投資開発公社（1968 年）が設立され、輸出及び外資主導の高度成長が続くにつれ 1967 年には韓国外換銀行が設立された。韓国輸出入銀行の設立の動きが始まり、1967 年には外国銀行の国内進出が許容された。

### (3) 改革の効果

まず短期的な影響は貯蓄性預金の実質規模の増加である。1971 年末貯蓄性預金規模は 1965 年 9 月の 16 倍に達していた。つまり「貯蓄性預金/GNP」が 1965 年末～1968 年末間 3.8%から 16.2%に増加した。M2 は GNP の 12.1%から 32.7%へと上昇した。

しかし、新しい貯蓄の増加であるか、私金融市場からの資金移転なのか、逆金利をねらう再流入なのかに関しては体系的な分析が行われてない。朴 英哲・D.C.Cole は実物資産及び私債保有の移転によるもととしている。<sup>12</sup>

外国借款に対する支払い保証と「日韓協定締結」によって、海外金融導入が促進され、また輸出と輸入の拡大によって流動性供給が急激に拡大した。間接方式による流動性規制は（1965～67）総通貨増加率を年平均 32.1%(1961～65)から 56.8%（1966～70）に上昇させた。したがって、インフレが懸念された。しかし産業生産と雇用は増大し、インフレは 10%水準に止まった。

よって GNP 比の国内貯蓄率の増加は 1966 年の 8.1%から 1970 年の 17.1%に増加した。実質金利の引上げは、消費性向を低くし、貯蓄を増やし、企業に対する貸出を拡大できることによって、投資と生産を増大させ、所得の増加をもたらしたといえよう。

結果として改革は、内資動員に成功し、投資資源配分の効率化にも部分的に寄与したことは否定できない。外資増加によって本源通貨の急増、それに伴って流動性が過剰に供給され、高度の流動性規制を導入せざるをえなかった。しかし金融産業の自生的な発展という面では、この改革は逆金利体制を導入し銀行の収支を悪化させるだけではなく、高い支準率、通安証券などのような低収益性資産の強制保有などをもたらした。長期的には逆金利体制を是正するために 1968 年から預金金利を引き下げるといった低金利政策に復帰せざるをえず、金融産業としての発展の基礎作業が作られたとはいえない。

## 第 2 節. 重化学工業政策と金融改革：8.3 措置

<sup>12</sup> D.C. Cole ・ 朴 英哲（1984）

### (1) 背景

高度成長の鈍化（1970年から）傾向のなか、経済成長率の低下は11.1%（1966~69年平均）から8.2%（1970~71）へと低下した。物価上昇率は1970~71年に14.7%を記録へ上昇した。

企業の財務構造が悪化し、自己資本経常利益率は13.6%（1969）から4.5%（1971）に低下し、また総資本経常利益率も3.7%から1.0%に低下した。

一方、高度成長のなかで企業は、銀行借入と外債によって高率の投資を続け借入依存度は1969年の49.6%から1971年には55.9%にまで上昇した。金融コストも同年6.6%から9.5%となり、双方とも、もっとも高い水準を記録した。1971年輸出促進のため、為替レートを18%の引上げた。それによって多くの企業は資金不足に陥り、負債比率が再考された。これによって私金融依存度が高くなった。その結果、私金融市場の拡大と金融費用の負担増加がもたらされたのである。金融コストの増加によるコストアップ・インフレが懸念され、それが輸出競争力を弱くするとの認識が拡大した。

また政府は、産業政策を軽工業から重化学工業の建設に転換を試みる。その投資のために政府は支援政策を出す必要があった。そこで政府は1972.8.3.「経済の成長と安定に関する緊急命令」、いわゆる「8.3措置」が大統領令としてなされた。

「私金融市場の陽性化関係3法」（短期金融業法、相互信用金庫法、信用協同組合）制定、金融機関金利引き下げ、産業合理化資金設置のための措置が行われた。

### (2) 8.3措置の内容

主な内容は①企業の全ての私債を申告し、月1.35%に5年間分割償還または企業への出資とする。②銀行短期買入のなか総額2,000億ウォンを8%、3年分割償還に転換した。③産業合理化資金を設置し、500億ウォンを調達した。④金融機関の金利を引下げた（長期預金金利を年17.4%から12.6%へ、一般貸出金利を年19.0%から15.5%へ）。

私金融関係陽性化関係3法の制定し、短期金融業法により投資金融会社（手形を取り扱う短期金融会社）である韓国投資金融が1972年に設立された。1973年に8社、1974年2社が設立され、1979年には15社にまでのぼった。

相互信用金庫法は私金融市場での無尽会社と庶民金庫を整備、吸収し、消費者金融と零細企業金融向けの相互信用金庫を設立するためのもので、299個の相互信用金庫が誕生した。

### (3) 改革の効果

私金融市場の制度金融化と企業の財務構造改善を目的とした金融改革は、8.3措置により当時の通貨量80%にあたる私債が申告された。結果的に私債市場は大きく萎縮したものの、私債市場の経済的、制度的要因まで除くことは出来なかった。1973年オイルショックとともに私金融市場は復活し始めた。

非銀行金融機関は私金融市場の機能を完全代替することはできなかった。しかしその後次第に拡大し、企業手形市場を発展させてきた。成長の背景には預金金利を1~2%ポイント高くする政府の育成政策があった。従って、これらの非銀行金融機関は私金融市場を吸収するとより預金銀行の一部を分け合って発展してきたといえよう。つまり、市場メカニズムにより改革ではなく、規制による改革にかたよって、改革の目的達成を妨げる結果となったといえよう。それは金融産業の企業的な発展を促進するからである。

### 第3節. 民間主導経済への移行と金融改革：80年代

金融改革において大きな変化は金融に対する認識の変化である。すなわち80年代金融が産業として認識され始め、論議が進めるようになったことである。70年代、産業のための金融という位置から、金融産業への認識の転換が大きな変化といえる。また産業構造調整期という経済命題のなかで、金融改革に対する論議は2章でも指摘したように、楽観論というより悲観論の立場が多かった。

#### (1) 推進背景

##### ①経済及び諸環境変化

60年代から進めてきた政府主導の経済成長政策は高いインフレと経済成長の鈍化、経済全体の非効率と経済部門間の深刻な不均衡(1970年後半より)に直面するに至った。韓国経済は70年代の成長政策が限界に達し、経済運用方式の転換の必要性が指摘された。国内市場開放の国際圧力による経済開放が進むなか、金融と実物の関係において金融落後論が台頭し、金融改革の論議が始まった。<sup>13</sup>

一方、国内銀行は、過大な政策金融による経営収支の悪化から脱皮し、銀行自らが収支改善に努めなければならぬと判断するに至る。また企業(財閥)も、企業の生存自体が政治的な判断で左右されるような環境から独立し、また激増する金融需要に弾力的に対応するために、金融自由化を進めるという意識の変化が見られた。

そのような状況の中で1970年代の慢性的インフレが急激に改善はされ、物価安定基調が定着し、それに伴い貯蓄率が増加した。1986年から経常収支黒字に反転し、投資率(貯蓄率)は利子率下落を誘導した。80年代半ばの経常収支の黒字への転換は、これまで輸出支援のために行ってきた金融に対する政府の介入の必要性を減少させた。<sup>14</sup>

もう一つの要因は、金融構造の変化である。70年代私金融の制度化を促すために設立された非銀行金融機関の相対的な成長である。また資本市場育成措置などによって拡大した資本市場の成長、これにともなう企業金融構造の変化が、金融自由化を促す一つの要因となる。

##### ②金融改革に対する論議と課題

第5次経済5カ年計画(1982年より)は民間主導型の誘導的性格の強い政策へ転換した。そのなかで、金融と実物経済の関係が、金融改革だけではなく、実物市場との関連で論議が進められるようになった。そこでは金融規制が金融産業と実物経済にもたらした構造的問題について、「低水準の実質金利、過大な政策金融、銀行の経営及び業務に対する政府の干渉などが金融産業の非効率性をもたらす原因であった」と三つの問題が指摘されている。<sup>15</sup> 是正のための方策として、金利の現実化、金利体系の合理化、資産運用の弾力化及び政策金融

<sup>13</sup> 米国は1978年国際銀行法(International Banking Act)を制定して相手国に対して金融市場開放と新規参入の自由化を求める同時に銀行業務面でも内国民待遇(national treatment)を要求した。

<sup>14</sup> 鄭雲燦(1993)

<sup>15</sup> 「金融産業の落後性と改善方案」、1979.2.7



の縮小、収益性中心の自律経営体制の確立、金融産業の大型化と業務多様化、金融制度の補完、大手企業の与信の効率的な管理などがあげられた。<sup>16</sup>

## (2) 金融改革の内容

80年代の金融改革のなかでもっとも注目すべきは、88年から行われた金利の自由化である。金利政策とともに自由化措置とその影響を、また金融機関の企業性回復という観点から金融経営自律化と健全経営と競争力促進という観点からの新規参入、そして専業化から兼業化へと変化する金融構造を業務領域の拡大から観ることとする。

### ①80年代の金利政策と金利自由化

1982年「6・28金利引き下げ措置」は、政策金融を一般金融と同一水準に調整した点で金利自由化の基盤を整えたとの意味をもつ。

自由化は、1984年貸出金利バンド制実施とコール金利自由化から始まった。1985年「4・19金利引き上げ措置」は、82年の金利引き下げ措置によって非銀行金融機関が拡大し、銀行金融機関の金融仲介機能が著しく低下したことに対する対応策であった。銀行金融機関の預金競争力を高めるために、自由貯蓄預金が新設され、部分的金利引き上げ措置が行われた。1986年から国際収支黒字によって通貨増発圧力が高まり、通安証券発行が急増した。88年からは会社債発行がともに急増し、債券市場で供給超過を招き、1988~1989年の市場金利上昇の主な要因となった。

<表 2-1> 80年代の金利自由化推移

	推進内容	結果
1981	CP 制度導入	CP 金利の大幅上昇で再規制
1982	政策金融金利優遇措置廃止	
1984	・ 貸出金利バンド制実施 ・ コール金利自由化 ・ 無保証会社債金利自由化 ・ CD 制度導入 ・ CMA 導入	最高金利適用 ・ 金利談合慣行持続 ・ 発行資格条件、需要低で実績低調 ・ 事実上金利規制 ・ 実績配当商品にも関わらず市場金利保証抑制
1986	会社債、金融債発行金利自由化	事実上金利規制（預金金利へ連動）
1987	BMF 導入	実績配当商品にも関わらず市場金利保証抑制
1988.12	貸出金利及び一部の預金金利自由化	硬直的運営
1989.1	非銀行金融機関コール取引	
1990.6	非銀行実勢金利引き下げ	2ヶ月後会社債発行金利（3年以上満期）完全自由化、CD金利引き上げ

出所：Nam, Sang-woo・Kim, Dong-won, 『金利自由化の課題と政策方向』1991.8

<sup>16</sup> 韓国開発研究院、銀行連合会「金融自律化のための基本方針」1980.12.3

今までの金利変動が金利以外の要因に起因したのに対し、1988年12月の「金利自由化措置」は金利自由化を目的として行われた措置であった。その内容は銀行貸出金利の自由化、(預金金利において既に自由化された)証書形態の金融商品(CD,CP,金融債、会社債、RP)と実績配当商品(CMA, BMF,企業金銭信託、公社債型収益証券、家計金銭信託、老後年金信託)の金利自由化、2年以上定期預金の自由化である。1989年11月景気低迷の対策として一部の再割引金利を8.0%から7.0%に下げ、貸出金利引き下げを誘導した。それによって銀行貸出金利は0.6%下落し、市場金利も下落した。しかし1990年3月からの通貨緊縮の強化で反転し、市場金利は行政指導によって規制された。銀行貸出金利を引き上げるかわりに、「両建」による実質金利を引き上げた。これに対応し政府は非銀行金融機関の一部の与・受信金利引き下げと「両建」を禁止する

上記の様な名目上の金利自由化が行われたが、実質的には貸出金利が行政指導下にあり、2年以上の預金金利も規制下に置かれている。しかし名目的な自由化でありながらも ①金融機関の市場に対する感応度に影響を及ぼした側面と ②政策金融との金利差撤廃および ③非銀行金融機関のコール市場への参入は評価される。

#### ②市中銀行と経営自律化

金融機関の企業性を取り戻し、責任経営の実現という命題に対して、内部経営に対する事前承認制度が撤廃(1980)、「金融機関に対する臨時措置法」による金融機関役員に対する承認権及び人事権が削除(1982)、銀行経営に関する銀行監督院長の「包括的な指示命令権(銀行法第7条2項)」の削除及び同一人による銀行の株式所有及び議決権制限(1983)、銀行間競争制限のために金融団協定を廃止したこと(1984)など経営自律化措置がなされた。<sup>17</sup>

しかし制度的に自由化された部分に関しても政府当局との事前協議を通して決定されることが多く、行政指導、頭取と役員を選任が政府の承認によって任命されつづけた。そのため銀行の民営化は、所有と経営の分離という近代的企業への発展ではなく、銀行の所有権が不分明となったのに乗じ政府の干渉が無制限的に作用されるようになり、民間企業弱体化の過程に過ぎないとの評価が支配的である。

#### ③新規参入の緩和と業務領域の調整

新韓銀行(1982)、韓米銀行(1983)、同和銀行、大同銀行、東南銀行(1989)のような銀行金融機関以外に投資金融会社、相互信用金庫、リース会社、信用カード会社、信用協同組合と相互金融など多くの金融機関が80年代誕生した。また参入規制緩和が、金融市場において競争を促進すると共に、新商品の誕生と業務領域制限の壁を低くする結果となった。

しかし他方で、預金の短期化、さらに銀行と第二金融圏(ノンバンク)との不均衡成長を進化させた。通貨信用政策の面においても、効率性低下が指摘されている。

#### (4) 評価及び意義

80年代における金融改革は、金融が産業として認識し始められたことにおおきな変化があったといえよう。経済運営において、政府主導から民間主導への転換を図ったことは大きく評価すべきであろう。

<sup>17</sup> 商業銀行：1973、韓一銀行：1981、第一銀行と朝興銀行：1982、信託銀行：1983 - 5代市中銀行民営化表面的な完了

＜表 2-2＞80年代における金融改革推進内容

	内容
金融機関経営自律化	
金融機関民営化	・市中銀行民営化 第一、ソウル信託 (82.9) , 朝興 (83.3) , 韓一 (87.1)
金融機関内部経営	
金融産業に対する改革措置	
新規参入緩和	・市中銀行設立許容 －市中銀行：新韓(82), HANMI(83)、同和(89)、DONGNAM (89) DAEDONG(89) ・投資金融会社追加設立 20→32 ・相互信用金庫追加設立 191→240 ・保険会社追加設立：生保社 6→ 24 (89), 損保社 15→16 (89) ・信用保証基金設立 (83) －第2信用保証基金設立 (88) －技術信用保証基金 (89)
業務領域拡大	
	・銀行 －Credit card (国民銀行 80, 市中銀行 82) －商業手形一般売出(82) －還売条件付国公債一般売出 (RP,82.11) －金銭信託(地方 83.4), 市中(84.2), 特殊銀行(85.3) －譲渡性定期預金証書(CD) (市中・地方 84.6, 特殊銀行 85.3) －銀行間電子資金移替制度(89.12) ・投資金融会社 －新種企業手形(CP)販売 (84.3) －手形管理口座 (CMA) (84.4) ・証券会社 －還売条件付債券売買(80.2) －CD 発行(84.4) 及び仲介(84.5) －会社債支払保証(84.4) －通貨管理債券 Fund (BMF) (87.9)

なにより 88 年の金利自由化は部分的ではあったが、金融改革の核心として大きな意味を持つ。それによって金融機関の市場に対する感応度を高めた側面と政策金融との金利差の撤廃、および非銀行金融機関のコール市場への参入は評価される。新規参入規制が緩和されたことにより、銀行やノンバンクが新設され、競争を促進し、金融が市場原理により動き始めたともいえよう。しかし金利自由化においては、経済状況の変化により、再規制に戻ってしまうが、より一層の自由化が求められる。金融機関経営の自律化および責任経営に関しては、依然として業務に対する窓口規制の影響が強く、また金融機関の人事に対する干渉が残り、窓口規制の撤廃と人事権の独立が必要とされる。

### 第3章 国民経済システム再構築と金融改革(90年代～)

1970年後半、国民経済システムの改革が論議され始めてから、改革の焦点は経済成長の主体をいかに政府から民間へ移行するか、この点にあった。したがって金融部門においても、80年代においては実物経済だけではなく、金融部門改革の必要性が論議され始めた。金融改革の焦点として、金融機関の企業性の回復が挙げられた。金融機関の内部経営の自律化、資産運用の自律化などが求められ、貸出審査権の自律化、そしてさらなる金利の自由化、新規参入などが金融改革措置として行われた。その結果、金融機関民営化、80年代後半からの規制緩和政策が導き出されたといえよう。

90代には国民経済システム (national economy management system) の再構築という命題のもとで、金融を産業の補助者としての金融ではなく、一つの産業として考えるべきであると論議が出された。産業としての金融の位置付けと効率的な通貨信用政策を行うために ①中央銀行の中立・独立性の確保、②企業と銀行の関係をめぐる所有構造問題、③金融機関健全化の妨げとなる不良債権の処理問題が改革の焦点となった。

1993年の新経済5カ年計画、金利自由化および金融開放計画 (Blue Print)、金融産業改編方案などがなされたが、金融仲介の非効率と金融機関の弱体化の問題に対しては著しい改善はみられなかった。その主な原因として、金融政策上、中央銀行と政府の関係、政府と金融と企業の関係、そして銀行と企業の関係における支配構造の問題が指摘されている。<sup>18</sup>

そこで本章では、90年代行われた金融改革の内容と今回金融改革委員会がまとめた報告書の内容を紹介しながら、韓国金融の問題点をさぐる。

#### 第1節. 金融改革の推進背景

第一に、国際金融環境の変化である。金融の自由化、国際化、証券化といった大きな変化である。1995年WTO体制と1996年OECD加盟により、資本移動の自由化と金融産業の開放が余儀なくされた。計画によれば1998年末に金融産業の開放、2001年末に資本取引の自由化が完了される。それによって韓国国内の金融構造に大きな変化が予想され、それに伴う対応が必要とされる。

第二に、金融産業の非効率性と企業の財務構造悪化の深刻化である。96年の「金融産業構造調整に関する法律案」、「銀行法改正」などによって金融産業の構造調整を図ろうとする動きはあった。国際化と開放化という大きな課題の前に、国内金融機関の効率性確立や企業の財務構造改善といった問題を解決する必要があった。90年代に入ってから金利自由化の拡大など一連の自由化を含む措置がなされたにもかかわらず、金融機関の経営改善は見られず、相次ぐ企業の倒産による不良債権の規模だけが拡大した。詳しくは<付表3>を参照せよ。

第三の背景として高い金利水準がある。成長経済の資金調達のために高く設定された金利は、90年代入ってから国際競争力を低下させる要因となった。96

<sup>18</sup> 『韓国の金融大変革 (Korean Big Bang)』韓国金融学会、1997.6.13 1997年韓国金融学会金融政策・経営 Workshop

年の金利水準で米国のほぼ2倍、日本の3倍に近い高い金利水準である。従って財界からは、国際競争力の増進のためには金利水準を下げるべきであるという強い要求がなされた。

＜表 3-1＞主要国の金利比較

(単位：%)			
米国	日本	台湾	韓国
6.3	3.0	7.3	11.9

注：1995年平均市場金利、韓国は96年の平均市場金利

以上の背景から整理すると、韓国金融において改善すべき課題として①金融機関の国際競争力の弱さ、②非効率的な金融仲介、③金融機関と企業の弱い財務構造、④金融不祥事による政策当局に対する信頼性低下などの問題が指摘される。<sup>19</sup>

より具体的には、金融改革委員会第1次報告書(1997a)では金融改革の必要性として次の五つをあげている。①OECD加盟後2年以内に行う全面的な金融開放に対する準備不足、②高い実質金利と国内貯蓄の不足から企業の生産・投資活動が萎縮している。③6大市中銀行の3ヶ月以上連帯貸出残高が総貸出の15%にいたっていること、また殆どの証券・保険会社も赤字経営状態に陥っている。④政府規制と介入が金融不祥事の原因として作用し、政策当局の信頼度が低下し、海外資金調達が難しくなったこと、⑤情報通信革命と世界化の進展で金融産業は戦略産業として発展させる必要がある。つまり、国際金融市場の環境変化とそれに対応できるような国内金融市場の環境を整える必要に迫られた。

従って、OECD加盟によって全面的な開放が目前に迫り、金融産業の国際競争力が低いため、外国金融機関による市場潜食されるという危機感が拡大している。そこで97年「韓国版ビークバン」が打ち出されたのである。

## 第2節. 1990年代の金融改革の内容

### 1) 金利自由化

金利自由化は、前章でも触れたように1988年12月初めて断行され、政策金融を除いた全ての貸出金利と満期2年以上の長期預金金利に対する最高利子率規制を撤廃するなど、幅広い自由化が実施された。しかし物価の不安定などによる金利の急激な上昇がおり、窓口規制が再開され、実質的な効果はなかった。

90年代に入ってから、1991年8月、金利自由化4段階計画が実施され、同年11月より第3段階金利自由化まで実行された。現行3段階の措置までに預金金利、貸出金利が自由化されたと評価されている。

<sup>19</sup> 金融改革委員会(1997a)、金融産業発展審議会報告書(1993)、財務部 Blue Print(1992)、新経済5ヶ年計画(1991)で指摘されている。

＜表 3-2＞ 段階的金利自由化推進計画及び内容

	貸出金利	預金金利	債券金利
1 段階 (91~92)	第1・2金融圏の短期貸出金利	3年以上長期預金金利、短期・巨額市場性預金商品金利(CD,RP)	2年以上会社債金利
2 段階 (93)	財政支援及び再割引対象貸出を除いた全ての貸出金利	2年以上長期預金商品金利	2年未満会社債、全ての金融債、通貨債及び国公債金利
3 段階 (94~96)	総額限度貸出関連資金の貸出金利	要求払預金及び3ヶ月未満の貯蓄性預金金利を除いた預金商品の金利	—
4 段階 (97以後)	財政支援対象資金の貸出金利	前段階まで自由化されなかった貯蓄性預金(貯蓄、自由貯蓄、企業自由預金)及び要求払預金(普通、当座、家計当座預金)の金利	—

注) 第1・2金融圏とは、第1金融圏は銀行金融機関を、第2金融圏はノンバックを意味する。

## 2) 金融機関の資産運用に対する規制緩和

譲渡性預金(CD)、自由金利企業手形(CP)、など短期市場性金融商品に対する発行限度が拡大された。1996年12月に銀行貸出の満期規制制限(10年)が廃止され、併行して銀行預金の満期制限(5~10年)も廃止された。変動金利付き預金(銀行)、MMF(投資信託会社)、CMA(総合金融会社)、非課税家計長期貯蓄などの新金融商品の取り扱いが自由化された。資金運用の面においては製造業に対する貸出指導比率を全面廃止し、金融機関の貸出禁止部門の対象を大幅に縮小した。貸出管理制度の管理対象を(basket)30大系列企業群から10大系列企業群に縮小した。

## 3) 金融機関所有・支配構造改善

金融機関の自己責任経営体制確立と産業資金による金融機関支配の防止という二つの命題を解決するため、同一人の銀行株式所有限度を議決権のある発行株式総数の8%以内から4%に引き下げた。しかし、産業資本と関係のない資本に対しては、同一人でも銀行の安定的な経営が可能にするため、株式超過所有限度を認める金融専業企業家制度を導入した。

銀行長を選任時に産業資本である寡占株主の過度の影響力を防ぐために、銀行長候補推薦委員会制度、経営成果の評価と統制を目的とする非常任理事会制度を導入した。

## 3) 金融産業構造調整

### ① 金融機関の業務領域の拡大

銀行に対し、個人向けの買戻し買条件付債券売渡(RP)業務(1994.3)、国公債の窓口販売業務(1995.9)が認められた。また総合金融会社のみ取り扱いが出来た「PYOZI手形」売買が認められ、銀行の資金調達手段がより多様化された。また今まで特殊銀行だけに認められた金融債発行が一般銀行にも認められた(1997.2)

証券会社が1995年以後外為業務の取り扱いを開始し、証券投資資金を対象として、外為の入出金及び両替業務（1995.3）、自己資本の1%以内で外貨買入及び保有が（1995.6）認められた。外貨借入に関しては海外証券引受資金の範囲内で認められた。（1995.12）

保険会社に対しては、「証券取引法施行令」の改正によって、証券業を営む金融機関に含まれ、国・公債の窓口販売業務が可能となった。

### ② 新規参入

「金融機関合併及び転換に関する法律」によって（1991.7）三つの投資金融会社が二つの都市銀行に転換した。「証券投資信託業法」を改正し（1995.8）証券会社と投資信託会社間の子会社方式による相互進出を認めた。「総合金融会社に関する法律」の改正（1995.12）によって、総合金融会社は既存の業務以外に手形仲介業務、有価証券の売買・売買の仲介または代理業務などを追加的に扱うようになり、銀行の預・貸業務以外の短期金融、証券、証券投資信託、外国為替業務などが可能となり、総合投資銀行（Investment Bank）体制への移行が進められた。

### ③金融開放化の推進

外国銀行の国内支店・事務所設置の際行われた経済的需要審査（Economic Needs Test:ENT）制度が廃止され（1994.4）、事務所前置主義要件が撤廃され（1996.1）、外国銀行の事務所または支店設置が容易となり、参入規制が緩和された。また外国銀行の国内支店設置要件として世界500大以内の銀行基準を撤廃（1997.2）して、現地法人も許容（1998.12より）する方針である。参入している外国金融機関の現況は表の通りである。

<表 3-3> 外国金融機関の進出現況（1996.7）

	事務所	支店	持分参与	合弁会社	現地法人	計
銀行	25	69	-	1	-	95
証券	18	19	2	2	-	41
生命保険	1	2	-	7	3	13
損害保険	15	3	1	-	-	19

資料：韓国銀行、『金融産業改編の推進現況と課題』、1996.

証券産業の対外開放については、外国証券会社が国内支店設置あるいは合弁会社を設立する基準を（1990.11）制定し、委託売買業務を許容（1991.6）した。また最低営業基金を100~200億ウォンから50~150億ウォンに引き下げ、事務所前置主義を廃止し、地方での複数の支店設置許容などを盛り込んだ「証券産業開放拡大推進方案」（1995.5）が実施された。「証券産業国際化推進方案」（1996.5）、「外国人投資及び外資導入に関する法律」の改正（1997.1）により、既存の証券会社への持分比率を10%以下に制限していたのを廃止した。

1993年1月までは、外資系の投資信託会社と投資顧問会社の国内進出に対しては事務所設置と国内会社への持分参加のみできる制限的な進出が許容された。その後1995年11月投資信託業及び投資顧問業に対する開放計画がだされた。その内容は国内投資信託会社に対する持分限度を10%から50%へと拡大し、合弁会社（持分50%未満）の設立を認めた。

<表 3-4> 金融産業開放計画

分野	自由化内容	備考
1. 銀行業	・ 現地法人設立許容	'98.12
2. 信託業	・ 国内既存証券投信社に対する外国投資家1人当投資比率(10%以内)廃止	'97.1
	・ 国内既存証券投信社に対する外投比率(50%未満)廃止	'97.12
	・ 新設・合作法人設立許容	'98.12
	・ 外国社支店設置のとき事務所事前設置主義廃止	'98.12
3. 短資社・綜融社	・ 国内既存社に対する外投比率(50%以下)廃止	'97.1
4. 証券業	・ 国内既存社に対する外国人投資が1人当たり投資比率(10%以下)廃止	'97.1
	・ 新設現地法人設立許容及び国内既存社外投比率制限(50%以下)廃止	'98.12
5. 投資諮問業	・ 国内既存社外国人投資が一人当たり投資比率(10%以内)廃止	'97.1
	・ 新設現地法人許容	'97.12
	・ 国内既存社外投比率制限(50%未満)廃止	'98.12
6. 保険業(生保は既に自由化)	・ 合弁生保社の最低持分(49%)廃止及び保証保険業、非生保再保険業許容	'97.4
	・ 保険独立代理店許容	'97.4
	・ 保険代理店及び仲介業、保険検定業許容	'97.4
7. 相互金融業	・ 特定多数人対象相互金融業許容	'97.1
8. 信用販売金融業	・ 信用カード業及び割部金融業許容	'97.1
9. 信用調査業	・ 信用評価業許容	'97.1
	・ 信用調査業部門許容(50%未満)	'97.1

資料：財政経済院、「OECD 加入推進現況及び向後推進計画」、1996.

外為及び資本取引の自由化については為替変動幅を市場平均レートとする制度導入(1990.3)され、基準上下レートを0.4%から2.25%以内へと拡大した。外貨保有に対する登録義務の廃止(1995.6)、居住者の外貨売却と預置義務の撤廃(1994.6)など外貨集中義務制を緩和した。外為ポジションを健全性中心に転換すると共に外為銀行の業務の自律化を拡大した。資本自由化においては、上場株に対する直接投資を認め(1992.1)、その後外国人株式投資限度を拡大してきた。<sup>20</sup> 債券市場の開放については、中小企業転換社債への直接投資が認められ(1994.7)、また間接投資も認められ、と債券型 Country Fund が設立された(1996.10 1億ドル規模の Korea Bond Fund 設立)。また1997年1月からは外国人投資専用の中小企業無保証会社債の発行が認められるなど、海外証券投資の自由化、国内ウォン貨債券発行、特殊目的の外貨証券発行の制限的自由化が行われた。資本移動に対する自由化計画は表の通りである。

<sup>20</sup> 総額投資限度は10%(92.1)から20%(96.10)へ、1人当たり投資限度額は3%(92.1)から5%(96.10)に拡大した。



<表 3-5> 資本移動自由化計画

分野	自由化内容	備考
① 外国人株式投資	・ 総額投資限度撤廃 20%('96), 23%('97), 26%('98), 29%('99) ・ 一人当たり投資限度 ('96 年末 5%) を 10%まで引上 (10%以上は直接投資関連規定によって許容)	2000.12 2000.12
② 外国人債権投資	— 中小企業 ・ 一定限度内無保証転換社債 ・ 一定限度内無保証長期債 (5 年以上) — 大手企業 ・ 一定限度内無保証転換社債 ・ 一定限度内無保証長期債 (5 年以上) — 政府が展望した通りマクロ経済安定が持続されるかまたは金利差が 2%以内に縮小される場合完全自由化	'96.12 '97.12
③ 外国人の収益証券投資	株式型収益証券買収限度撤廃	'2000.12
④ 海外証券発行	・ SOC 民資誘致第一種事業者大型国策事業許容 ・ 発行限度廃止 ・ 発行者要件緩和 (韓国信認度に悪影響を与える可能性のある物以外は許容) ・ 政府が展望した通りマクロ経済安定が持続するかまたは金利差が 2%以内に縮小される場合用度自由化	'97.12 '99.12 '99.12
⑤ 借款	— 商業借款 ・ 施設財購入用商業借款自由化 ・ 中小企業 ('96)、先端技術営為大手企業 ('97)、全面自由化 ('99) — 現金借款 ・ SOC 民資誘致第一種事業の中大型国策事業の国内工事費調達用度許容	'99 '97.1
— 直接投資性格の 5 年以上借款	・ マクロ経済安定・内外金利差 2%以内縮小時完全自由化 ・ 外投企業の親企業から受ける 5 年以上 (施設財導入用) の長期借款許容	'97.1
⑥ 貿易信用	— 連支払収入機関拡大 ・ 中小企業 (180 日) ・ 大手企業 (180 日) ・ 実需要に対しては 180 日以上も許容	'97.12 '99.12 2001 '99.12
⑦ 海外投資	— 輸出先収金領収限度廃止 ・ 自己資本調達義務 (一億ドル以上投資額の 20%) 廃止	'97.12
⑧ 海外預金	・ 海外外貨預金限度撤廃	'98.12

注：短期貨幣市場、派生金融商品、ウォン貨預金に「対しては開放計画を提示してない。  
資料：財政経済院、「OECD 加入推進現況及び向後推進計画」、1996。

### 第3節. 金融改革案：金融改革委員会

金融改革委員会は1997年1月、大統領直属の委員会として発足した。委員会は企業人、金融人など31人で構成され、同年4月に短期課題を中心とした「金融改革第1次報告書」を、6月に中長期課題を盛り込んだ「金融改革第2次報告書」をまとめた。同委員会設置の背景には①現在の金融構造と体制では金融市場開放に対応できない、②90年代の金融規制緩和や部分的な改革にも関わらず金融産業の効率性は改善されず、高い金融コストは企業にとって負担となることから構造調整が必要であるとの判断からであった。③その上1996年11月の「日本版金融ビッグバン」宣言が大きな刺激となった。<sup>21</sup>

委員会がまとめた改革案の特徴は今までの金融改革とは変わって、金融産業を消費者中心（資金需要者）に転換し、金融国際化と開放化に対応できるよう競争力のある金融産業に作り上げるため、競争促進を図ることである。以下、その内容を検討することとする。

#### 1) 金融改革報告書の内容<sup>22</sup>

金融改革の目的として以下三点を挙げている。①金融グローバル化に応じた金融産業の国際競争力強化、②利用者の便益を重視する金融制度の構築 ③金融の安定性と金融機関の健全性の確立。第一次金融改革報告書は、金融規制から金融健全性への転換の観点から、短期的な課題をめぐる改革案を提起している。

第二次金融改革報告書は①参入自由化、②退出の円滑化 ③通貨・監督体制の改編 ④金融市場の情報効率性再考からなる。金融機関の企業性を回復させ、金融を産業としてダイナミックな産業にするために新規参入を自由化し、中立的中央銀行制度へ再編し、兼業化と競争深化に対応した金融制度の健全性維持のために総括監督機能を確保することが提起された。その内容は<表4-1>の通りで、主な内容は表4-5の通りである。より詳しくは<付表4>を参照せよ

#### ①専業主義から兼業主義へ移行

銀行・証券・保険の業務拡大により兼業化を進める。金融三分野の核心業務領域を狭くし、ネガティブ・システムへ転換を図る。核心業務に関しても子会社方式の相互進出を拡大する。<sup>23</sup>

また証券会社、総合金融会社、投資信託会社など、証券関連機関は総合投資会社（investment bank）への発展を指向する。証券会社は会社債発行とCP業務及び為替業務取り扱い、そして投資信託業務に関しては証券会社の子会社でできるようにする。総合金融会社は有価証券売買業務と株式引受業務を、そして投資信託会社は証券または他の金融機関に転換することを認める。

業務拡大のために保険業法第9条の改正及び子会社関連規定新設し、<sup>24</sup>為替業務、保険金信託業務などの取り扱いを許容する。<sup>25</sup>

<sup>21</sup> Yoo, Yong-joo 『三星経済』 「金融改革の必要性、HANBO 倒産で一層深刻」 1997.3

<sup>22</sup> 一次報告書が（短期課題を中心に）1997年4月に、二次報告書が1997年6月に出された。

<sup>23</sup> 核心業務として、銀行：支払い手段の発行・交換・決済業務、証券：有価証券の委託売買に関する業務、保険：保険の引き受け及び運用業務とする。

<sup>24</sup> 同法9条は保険業務以外の業務は原則的に禁止

<sup>25</sup> 韓国において業務領域区分の根本的な背景は金利引き下げと金融機関の収益性確保にある。非銀行金融機関

＜表 3-6＞金融改革の骨格

目標	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融産業の国際競争力強化</li> <li>・利用者の便利を重視する金融制度構築</li> <li>・金融体制の安定性と金融機関の健全性再考</li> </ul>	
特徴	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金需要者の立場からの改革</li> </ul>	
基本方向	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入規制の緩和により、競争促進を図ることによって経営の効率性を図る</li> <li>・国際的金融産業の変化に伴う金融産業の戦略産業化を推進する</li> </ul>	
主な内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の所有持分に対する規制に対し、国際的整合性を考慮し改善する</li> <li>・金融産業の参入自由化による競争促進によって金融機関の競争力強化</li> <li>・金融産業再構築のための効率化、金融産業の競争力強化のために金融持株会社制度を導入</li> </ul>	
細部事項	
国際競争力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融産業の競争力強化 (銀行・証券・保険の業務拡大、子会社方式で相互進出拡大)</li> <li>・金融市場情報の効率化 (系列企業群連結財務制度の導入、外部鑑査の義務化と国際会計基準の国際化)</li> <li>・新規参入と退出の自由化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の便利を重視する金融制度構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融市場の効率性再考 (金利及び手数料の自由化)</li> <li>・金融慣行 (拘束性預金の禁止と担保貸出慣行改善)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融体制の安定性と金融機関の健全性再考</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央銀行及び金融監督体制整備</li> <li>・金融機関の支配構造改善 (非常任理事制度の改善と非常任鑑査制度導入)</li> <li>・金融機関内部経営自律化 (資産運用に関する規制の原則的な廃止)</li> <li>・与信管理制度廃止</li> <li>・通貨管理体系及び運用方式の改善 (間接通貨管理方式の定着)</li> <li>・不良債権処理</li> </ul>

出所：金融改革1・2次報告書より作成

## ②金融機関の支配・所有構造

理事会の構成について、現行の全体理事と非常任理事の比率（1/2以上）を維持し、<sup>26</sup> 非常任理事は株主代表 70%、理事会推薦の公益代表を 30%にする。但し株主代表は1～5大系列企業群を含むが、同一系列の非常任理事への参加

<sup>26</sup> 現在の全体理事数は資本金が5,000億ウォン未満で総資産が30兆未満の銀行は7～15人、5,000億ウォン以上または総資産が30兆以上は11～25人を株式総会で選出（銀行法施行令第2条4）。常任理事は全体の1/2未満にし、非常任理事は大株主代表推薦50%、小額株主代表推薦30%、理事会推薦20%と構成される。（銀行法第14条3）任期は常任理事及び鑑査は3年、株主代表非常任理事は1年、理事会推薦理事は2年（銀行法第14条2）

は一行に限る。また当該銀行与信規模が1～5位に当たる系列企業群は候補推薦から除く。小額株主の権益を保護するために非常任鑑査制度を導入する。

金融機関所有に関しては、責任経営体制の不在が金融機関の財務構造悪化や不良債権の増大の要因であると主張されてきた。それは人事権や窓口規制などの要因も大きかったといえるが、金融機関の所有構造により大きな原因があるとの指摘から所有構造問題が台頭された。産業資本の金融機関参与については経済力集中を防ぐという目的から産業資本の金融支配を禁止してきた。しかし産業資本の実質的な金融支配を持続（例：三星グループの場合5大市中銀行に最低2.18%から最高7.03%を所有し、またHANMI銀行の場合は18.56%を所有している。）し、10大大企業グループのほとんどが証券及び保険社を保有している。市中銀行、転換銀行、合併銀行の株所有限度を4%に統一し、<sup>27</sup>一定の条件を満たした特別なケースに限り、例外的に監督当局の事前承認ののち10%まで所有を可能にする。非銀行金融機関に関しては原則的に所有持ち分限度を廃止する。<sup>28</sup>

### ③金融機関内部経営の自律化と効率性

金融機関の資産運用に関する規制を原則的に廃止し、（保険社はリスクウェイト自己資本規制（RBC）制度導入）選別規制の緩和<sup>29</sup>そして営業地域及び店舗（海外含む）設置を財政経済院の認可から事後申告へ変更する。人事に対する窓口指導と暗黙的な干渉を撤廃することによって、責任経営と企業性回復を図る。

また金利の自由化について、貯蓄性預金を1997年内に、要求払い預金を1998年上半期以後実施し、買戻し条件付き債券売買利率、貯蓄性預金の金利、収益証券買戻し手数料（1997年2/4分期中に）を自由化し、そして証券会社の委託売買手数料の上限規制を廃止する。「与信限度（basket）管理制」と主取引銀行制度の廃止し、<sup>30</sup>銀行法上の「同一人与信限度制」を「同一系列与信限度制」に転換して銀行の偏重与信を抑制する。

### ④健全な金融基盤の確立

第一に、間接的通貨管理方式を定着させるためにM2の代わりに、通貨指標、金利、為替レートなどの変数を総合的に考慮し、流動性を管理する。短期金利など価格指標を運用目標として活用し、市場原理に基づいた先進国型の公開市場操作中心に転換する。そのために、再割引制度の規模縮小、再割引金利の実勢化、再割引制度のアナウンスメント機能及び最終貸し手の機能中心に転換する。通安証券発行金利の現実化及び満期構造の多様化によって流動性調節する。

第二に、金融機関の不良債券の整理について。

<sup>27</sup> 現行銀行法による同一人株の所有持ち分限度は、市中銀行4%、転換銀行（HANA銀行、BORAM銀行）8%、地方銀行15%となる。ここで転換銀行とは金融機関合併と転換に関する法律によって銀行に転換した銀行を指す。

<sup>28</sup> ノンバンクに対する所有持ち分規制は投信社と保険社だけに適用されている。

<sup>29</sup> 金融機関別中小企業義務貸出比率は市中銀行45%、地方銀行70%、外資銀行35%、証券会社30%、保険会社35%、信用金庫80%、総合金融会社25%。

<sup>30</sup> 与信管理制度は1974年7月に「系列企業群に対する与信管理協定」で企業財務構造改善による金融資産の健全性と系列企業群の過大な系列拡張及び不動産取得抑制のために導入。1996年6月から支払保証を除いた貸し出しだけが管理対象となる。

不良貸出は2兆4,439億ウォンで総貸出比不良貸出比率は0.8%である。しかし、不良債権の算定方法によってはその規模がかなり違ってくる。97年9月現在、不良債権比率は6大都市銀行平均が8.14%、一般銀行平均が6.76%である。

<表 3-7> 一般銀行の不良債権現況

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
総貸出	905,556	1,268,187	1,538,097	1,734,078	2,103,649	2,418,270	2,896,488
不良債券	19,103	20,914	24,374	29,324	19,253	22,944	24,439
推定	9,581	9,213	8,472	8,195	2,619	3,849	4,904
回収疑問	9,522	11,701	15,902	21,356	16,634	19,095	19,535
不良債権比率	2.1	1.6	1.6	1.7	0.9	0.9	0.8
加重不良債権比率	—	—	—	—	2.2	2.1	1.6
貸損引当金積立比率	1.57	1.65	1.91	2.05	62.2	72.5	86.4
自己資本当期純利益率	6.28	6.58	6.69	5.90	6.09	4.19	3.80

注：1) 不良貸出比率：不良貸出／総貸出、2) 加重不良貸出比率：(固定\*20% + (回収疑問+推定損失) \* 100%) / 総貸出、3) 損失予想額：正常貸出\*0.5%+要注意貸出\*1% + 固定貸出\*20%+回収疑問貸出\*75%+推定損失貸出\*100%

資料：韓国銀行銀行監督院『銀行経営統計』、出所：金融改革委員会報告書より。

なかでもとくに、都市銀行である第一銀行の場合は、不良債権率が16.74%で、自己資本利益率(ROE)が-42.6%まで落ちている。

その処理方法として①銀行自ら不良債権を償却処理する、②財政支援による不良債権の償却、③債権を債務企業の株式に転換する方案、④債権買入会社を設立、⑤成業公社を活用する方法などが論議されている。

#### ⑤新規参入と退出

現在預金者、投資家、保険加入者を保護するという理由から最低資本金規制による高い参入の障壁が設けられている。金融機関の新規設立にさいしての最低資本金は、銀行が1,000億ウォン(地方銀行は250億ウォン)、総合証券業：500億ウォン、保険：300億ウォンで外国に比して非常に高い。<sup>31</sup> 不透明で自意的な新規参入に対する規制がおこなわれた。しかしより新規参入を促すために銀行法上の所有限度を新設銀行の場合10%まで拡大した。一方合弁銀行と外国銀行の国内現地法人の認可基準については、国内銀行の新規認可と同じくし、投資比率の制限を撤廃すると伴に所有構造に対して国内銀行法を適用する。非銀行金融機関に関しては参入最低資本金を引き下げ(総合証券業は30億ウォンに、自己売買及び委託売買業150億ウォン、委託売買業10億ウォン)また外国証券業者の認可条件も長期的には統一する。先物取引業の最低資本金を100億ウォンか

<sup>31</sup> 銀行の場合米国は100万ドル、総合証券業は100万ドル(米国)、30億円(日本)、10万ポンド。保険の場合は保険種目ごとに15万~1,000万ドル(米国)、10億円(日本)、20~80万ECU。

ら 20 億円、先物投資基金業は 300 億円から 50 億円に引き下げる。投資信託及び投資信託運用業に関しては最低資本金を 300 億円から 30 億円に引き下げ、大企業グループに対する所有持ち分限度を原則的に廃する。保険業においては最低納入資本金と営業認可基準を差別化（業務の細分化によって）、また認可基準に関して国内・外保険業者間の許可条件を同一化、2000 年まで 5 大財閥の生命保険業参入を自由にする。金融持主会社制度導入<sup>32</sup>によって 100%子会社形態の銀行及び非銀行金融機関所有を許容するが、子会社に対する出資は持主会社の自己資金に限る。所有持ち分限度は銀行と同一基準に従うが、非銀行金融機関の持主会社には所有持ち分限度を適用しない。金融機関退出に関しては適期是正措置制度（Prompt Corrective Action）を確立し、<sup>33</sup> 基準を資本充実度によって単純・透明化する。銀行に対しては BIS 基準自己資本比率、証券会社には営業用純資本比率、生命保険社には長期的に危険基準資本金（RBC）制度に移行する。

#### ⑥中央銀行制度及び金融監督制度

物価安定、資本自由化、市場開放、金融産業の兼業化に対応できるよう中立的な中央銀行制度を確立し、金融監督体系を一元化する。中央銀行の最終目的を物価安定と明確化する。通貨信用政策の中立性を確保し、間接通貨管理方式へ転換する。韓国銀行の設立目的を“物価安定のために行った通貨信用政策の樹立及び執行”と見直す。<sup>34</sup>

韓国銀行の最高意思決定機構として金融通貨運営委員会の位置づけを明瞭化する。同委員会の議長の任命提請権者を現行の財経院長官ではなく国務総理とし、大統領が任命し、同委員会の議長が韓国銀行の総裁を兼任する。韓国銀行の人事・組織変更や財経院長官が担当してきた定款変更などの承認権を金融通貨委員会が担当する。

金融監督制度を機関中心の監督から機能中心の監督へ転換するため、金融監督体系の統合・一元化する。監督機能の中立性と国際的な整合性を考慮すると共に、「金融監督委員会」を新設し、金融監督委員会の最高議決機関として位置づける。法的地位を国務総理所属の合議制による行政機構とする。中間監督機関（金融監督院）及び統合預金保険機構を設置し、また証券、先物取引委員会を設置する。金融監督院は全金融機関を監督する。多岐化されている預金保険機構を統合し、単一の預金保険機構へ再編する。

#### ⑦ 金融持株会社の導入

金融持株会社は現在「公正取引法第 8 条 1 項」により、経済力集中の防止の目的から禁止されている。韓国における同制度の導入は、金融機関の結合と退出の円滑化し、金融産業の構造調整のためという目的がある。報告における基本方案は、①金融持株会社の設立を原則的に認め、100%子会社形態の銀行及び非銀行金融機関の所有を認める。②子会社に対する出資は持主会社の自己資金に限定する。③非金融子会社（製造業、流通業）の所有は禁止する。④銀行持

<sup>32</sup> 公正取引法（第 8 条）で持株会社の設立を禁止している。

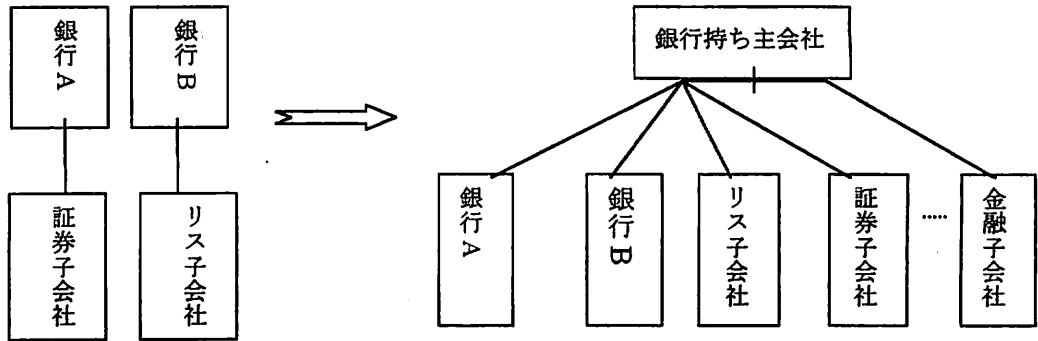
<sup>33</sup> この制度は金融機関の健全性を計る際に自己資本比率などを基準として 5～6 のレベルに分け、自己資本充実度が低下した金融機関に対し、監督当局が是正措置を段階的に実行していく制度である。米国は 1991 年、デンマークは 1974 年に導入した。日本は 1998 年 4 月から実行予定。韓国の場合は 1997 年 1 月改正された「金融産業の構造改善に関する法律」第 10,11,14 条に金融機関に対する適期是正措置の根拠を明示している。

<sup>34</sup> 現行韓国銀行法（第 3 条）では韓国銀行の設立目的を ①国民経済発展のための通貨価値安定、②銀行・信用制度の健全化とその機能向上による経済発展と国家資源の有効な利用を図ると規定されている。

主会社の所有持ち分限度は銀行所有持ち分限度と同一基準を適用する。⑤持ち分限度の承認要件として公益検証（public benefits test）制度導入。⑥非銀行金融持株会社には所有持ち分の限度を置かないこととする。

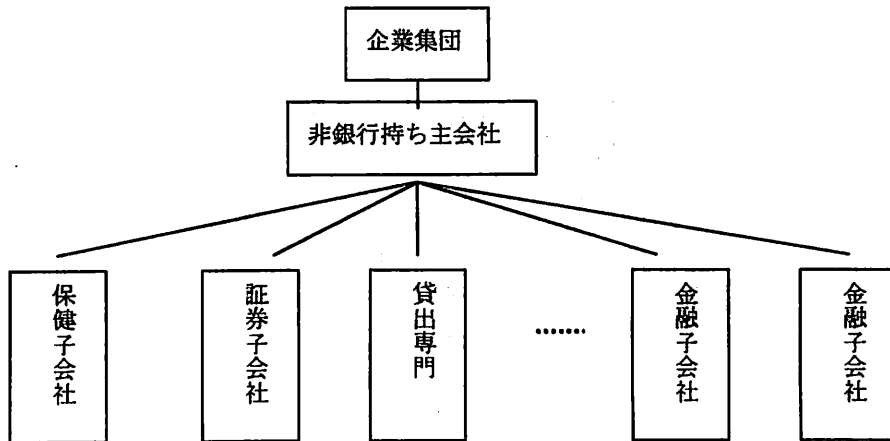
予想される形態として二つのタイプがある。それは以下の通りである。

a. 銀行子会社の支配の可能な場合



銀行が主体となり設立する銀行持株会社の形態で、二つの銀行の実質的な合併効果を達成するが、この金融子会社は水平的・独立的である。

b. 非銀行金融子会社のみ支配可能な場合



非銀行金融機関または企業集団の金融部門が主体となって設立する非銀行持ち主会社の形態である。銀行所有に関しては限度制限があり、事実上銀行子会社所有は不可能であるが、業務に関しては水平・独立的である。

3) 金融改革の意義及び評価

これまでの改革についての評価に関して、グローバル化による金融市場の開放という環境の中で、今までの政府主導の金融自由化においては実質的な効果がなかった、その原因は金融政策構造にあるとの指摘が多かった。その観点から中央銀行の中立性と銀行監督が大きな焦点となった。また相次ぐ大手企業の倒産は企業財務構造の弱さに由来し、それが金融機関の不良債権の拡大につな

がりことから、金融機関の資産選択行動を自由化する必要性が強調され、また金融機関の不良債権処理問題が浮き彫りとなった。責任経営体制構築という命題と所有構造問題がもう一つの焦点となった。今回新しい概念として利用者の便益を考えた金融市場の形成が提起された。ここに今回金融改革の特徴を見ることができる。



## 終わりに

### ①金融改革の変遷と評価

第3章で80年代までの金融改革の過程を検討し、第4章で90年代の金融改革の内容と1997年の金融改革委員会がまとめた報告書の内容を紹介した。

<表 4-1> 金融改革の変遷及び意義

	1965年の改革	1973年の改革	1980年代	1990年代
	金利現実化措置	「8.3措置」	民間主導経済運用	市場主導経済運用
経済政策	経済開発5ヶ年計画	重化学工業政策	・産業構造調整期 ・民間主導の経済基調転換	・開放経済への転換 ・経済目標変化（経済の安定化と効率化）
目的	・投資拡大 ・内資動員 ・インフレ抑制	・重化学工業への資金支援 ・輸出促進 ・私金融の陽性化	・金利体系合理化 ・金融産業の大型化 ・経営自律及び効率化	・金融機関責任経営 ・国際競争力確報 ・金有健全化
背景	・成長金融需要 ・高インフレ	・経済成長鈍化 ・為替レート引上 ・企業の財務構造悪化 ・銀行借入依存度上昇 ・高私金融依存度	・成長政策限界 ・過大な政策金融 ・金融構造変化 ・国際金融市場の環境変化 ・慢性的インフレ改善 ・貯蓄率増加 ・経常収支黒字化	・資金需要の多様化 ・企業の弱い財務構造 ・金融機関の弱い国際競争力 ・IMF8条国加盟('88) ・OECD加盟('96) ・開放化、国際化
内容	・金利引上げ ・貸出限度額制撤廃 ・韓銀通貨安定勘定新設 ・住宅、信託、地方銀行新設 ・外銀進出許容	・私金融関連3法 ・金利引下げ ・産業合理化資金設置	・金利自由化 ・業務拡大 ・金融機関民営化 ・参入緩和 ・経営自律化措置	・4段階金利自由化 ・資産運用に対する規制緩和 ・所有・支配構造改善 ・開放化 ・業務拡大 ・新規参入拡大
評価	内資調達成功	・経済成長の補助者としての金融 ・私金融市場温存	民間主導経済運営	・企業の財務構造悪化と金融仲介機能の非効率化
金利	高金利期	低金利期	実質低金利期	実質高金利
意義	金融産業の基礎形成	私金融のノーマル化	金融の企業性再考	・国民経済システム構築と金融

注：1997年の改革案に関しては第4章<表 4-5>と<付表 4>を参照せよ

60年代から90年代までの金融改革の内容とその意義をまとめると<表 5-1>のようになる。

韓国における金融改革は、大きく1965年「金利現実化措置」、1973年「8.3措置」、80年代の金融機関民営化と金利自由化、1990年代の国際化、開放化のもとで行われた一連の措置、そして1997年の「韓国版金融ビッグバン」と5段階に分けられる。

まず65年、73年、そして80年代の金融改革は経済成長政策に大きく影響された改革である。韓国の金融は1960年代の経済5ヶ年計画実施、70年代の軽工業から重化学工業への政策転換に必要な資金を提供する資金仲介者であった。つまり経済において金融部門が一つの産業としてではなく、成長経済を資金面から支援する資金調達者としての位置づけであった。

金融が産業としてその企業性が重視されるようになったのは、80年代にはいつてからである。政府主導の経済運用から民間主導の経済運用への転換とともに、金融機関の民営化を初めとした改革が行われ、1988年には一部でありながら金融改革の核心といえる金利自由化が実施された。1980年代の金融改革は金融の企業性回復という意味から韓国の金融において大きな転換点ともいえよう。

しかし1990年代には市場主導経済運用への転換過程といった環境変化や国際化といった国際金融の環境変化が金融改革へ大きく影響するようになるが、金融改革の主体は依然として政府である。1996年のOECD加盟によって資本市場の開放を余儀なくされる、国内金融機関の国際競争力を向上させるための金融改革措置がおこなわれた。過剰な政策金融の負担と企業の財務構造悪化そして大手企業の倒産または金融不祥事による不良債権の増大が、金融機関の競争力向上を難しい状況に追い込んでいる。いわば90年代の金融改革は国際化と競争力のある金融を掲げた金融改革であった。

次に金融改革の目的を比較してみることにしよう。投資拡大のための内資動員(1965年)→輸出促進と重化学工業向け資金支援(1973年)→金利システムの合理化、経営自律化(1980年)→国際競争力の確保、金融の健全化(1990年)→金融システムの安定と金融の健全性(1997年)と変遷している。

改革の内容の面で、今回の改革で大きな特徴といえるのが、利用者の便利を重視する金融制度改革である。つまり、金利及び手数料の自由化と拘束性預金や担保貸出慣行を改善し、資金需要者の便益を図るということである。競争力強化は80年代から提起されたが、利用者の観点は今回が初めて導入され、この点から金融市場の効率性を図るという意図を持っている。

1965年の「金利現実化措置」は金融産業の基礎を形成し、1973年の「8.3措置」は私金融を制度化する試みからノンバンクを作り出した。1980年代の金融改革は金融の企業性を回復する改革として、1990年代の改革は国民経済システム再構築に伴う金融と位置づけられる。今回の金融改革もその上での改革である。また英国や日本の金融ビッグバンとは違って、韓国金融改革は先進開放経済への移行による経済システムの転換といった性格を持つ。

## ②韓国版「金融ビッグバン」と課題

まず一つは、市場主導経済運用の原則のもとで、国民経済システムの再構築という実物経済の構造転換に直面している。しかし、政府に代わって金融を主導する主体がまだ整備されていないことが指摘されている。

次に今回の改革でも論題となった財閥と金融との関係をどのように設定するかという問題である。産業資本の金融支配に関しては議論が二分されているが、一つは、金融機関の責任経営システムを構築するために、産業資本の経営参加を認めるべきであるという意見である。現在、金融機関の大株主の持分率が低いので株式総会で経営権を左右するには談合が必要となるので、経済力集中または経営権を脅かすような懸念はないという。しかし韓国において、金融機関の所有構造をみるとノンバンクの場合、財閥が大部分の経営権を占有している。銀行に関しては、現在「政府・銀行・財閥」の関係において政府が企業をコントロールする経路が銀行であるという認識が強いことと、現実的に財閥中心の韓国経済という状況から民間主導経済体制すなわち市場主導経済体制への移行に政治的に妨げとなる。

第三に政治経済の力学上の問題である。つまり金融政策と中央銀行の独立及び金融監督権に対する政府と韓国銀行の対立が問題である。

上記の構造的な問題をどのように解決するかが「韓国版金融ピクバン」はかかっているといえよう。

< 付表 1 > 主要金融改革推移

年度	主要金融措置	内 容
1957 1961 1962	経済拡大政策 経済開発5カ年計画樹立 ('62) 財政安定化措置樹立・実施 金融機関に対する臨時措置法 通貨改革 証券取引、保険業、為替管理法制定 韓国銀行法改正 銀行法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財閥所有都市銀行株の政府帰属</li> <li>・通貨単位 1/10 に切り下げ</li> <li>・大韓証券取引所設立</li> <li>・ 予算決定権が政府へ、業務鑑査権が財務部へ追加</li> <li>・成長金融体制化</li> </ul>
1963 1964 1965 1966 1967 1968	財政安定計画の復活 為替相場現実化 金利現実化措置 <sup>35</sup> 国税庁新設 通貨抑制政策実施 直接税制補完及び改変 GATT 加入 貿易自由化 (negative system 採択) 外国銀行国内進出許容 商業手形再割引制度導入 資本市場育成に関する法律制定 韓国投資公社設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金増加と与信と受信の逆金利体制</li> <li>・外資導入増加と輸出増加によって支払準備率の引き上げ、通貨安定証券発行、限界支払い準備制度実施</li> <li>・'69 まで成長通貨供給に重点</li> <li>・'69 末から安定政策</li> </ul>
1970 1972 1974	信用限度取引制度導入 1970 年度経済施策 12 原則発表 金融業務改善 8 原則樹立 経済の安定と成長に関する金融命令公布 8・3 緊急経済措置 企業公開促進法制定 韓国投資金融 (株) 発足 韓国産業リス設立 総合金融会社に関する法律制定公布 金融機関選別融資準則制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業財務構造改善, 産業合理化及び私債根絶</li> <li>・私金融関係 3 法(短期金融法、相互信用金庫法、信用協同組合法)制定</li> <li>・金利大幅な引き下げ</li> <li>・オイルショックによる景気沈滞と物価上昇 (stagflation)</li> </ul>

<sup>35</sup> 利子制限法改正によって上限線を年 20%から 40%に、定期預金金利を 15%から 30%に引き上げる金利現実化措置。

<sup>36</sup> 同法により金融機関は海外建設収受に対して支払いを義務的に保証しなけらばならなくなった。しかしこれが海外不振により金融不実化を招くこととなり 1981 年廃止された。

	与信管理強化(系列企業群) 12・7特別措置(国際収支改善のため) 国民投資基金設置・運用(重化学工業)	・国際収支悪化('74~'75),物価上昇、景気沈滞: 持続的安定成長
1975	主取引銀行制度運用協定 海外建設促進法 <sup>36</sup>	・景気回復('75~'76):海外建設、国内住宅建設、 重化学工業拡大による景気加熱でインフレーション-民間与信管理制と不動産投資抑制措置、 借款導入抑制措置。
1976	企業公開促進のための大統領特別指示 (5.29措置)	
1977	韓国輸出入銀行発足	
1978	韓国銀行法と銀行法改正(4次) 銀行法改正(5次)	・主取引銀行与信管理協定制定
1979	栗山実業倒産 2次オイルショック  経済安定化施策実施	・金融不実化露呈 ・重科学工業拡大政策によって救済金融、各特 殊事業推進のための金融支援など政策金融が増 加 緊縮政策実施 ・通貨管理方式:総通貨(M2)を主な指標とする ・金利と為替レートの引き上げ論議
1980	安定化政策と民間主導に転換  金融自律化・民営化・国際化の基本方 向設定  金利引上 一般銀行の中小企業に対する義務貸出 比率引上 主取引銀行の貸出管理協定及び施行指 針 一般銀行経営の自律化方案 変動為替相場制実施 証券会社選買債業務許容	・'80年マイナス成長 ・'82年より物価安定と高成長  ・金融機関内部経営の自由化、民営化、通貨管 理の間接方式化、政策金融の縮小整備、新規参 入許容、業務多岐化、金融実名制の導入。  ・預金24%、貸出24.5% ・都市銀行:30%以上→35%以上、地方銀行: 40%→55%  ・政策金融縮小、不良債権整理、民営化
1981	資本市場自由化の長期計画 証券市場自由化推進計画発表 短期金融会社ファクタリング業務許容 銀行民営化 証券会社の業務拡大	・4段階計画('81~'91)  ・HANIL銀行民営化計画及び外国銀行と合併 銀行設立方針発表

<sup>37</sup> 譲渡性CD以外には預金商品と差もないし、またCD発行限度額が1997.2.10廃止されるなか預金金利が自由化される状況のなかで金融商品間受信競争力の上で衡平性を維持する必要があるためである。

	支準率大幅引下及び単一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求払・貯蓄性預金支準率を 5.5%に</li> </ul>
1982	<p>通貨管理方式を間接規制に転換</p> <p>金融発展審議会設置 大型金融事件発生 銀行監督機能効率化、信用管理基金設置、不実企業整理 金利大幅引下 金融実名取引制実施発表 銀行に一部の証券業務許容 金融電算化など利用者便宜</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間信用限度制廃止</li> <li>・M3 を考慮した通貨管理</li> <li>・明星、永東開発事件</li> <li>・短資会社及び相互信用金庫倒産と海運、建設、重化学業体の不実化</li> <li>・還買条件付債券の売買及び引受業務</li> <li>・GIRO の拡大、クレジットカード、店舗拡大</li> </ul>
1983	<p>銀行法 5 次改正</p> <p>支準率引下げ 株式時価発行制度実施法案発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営に関する銀行監督院長の包括的指示命令権条項削除(第 7 条 2 項)</li> <li>・流動性管理：与信限度額規制から支準率へ</li> </ul>
1984	<p>都市銀行信託業務開始 Korea Fund 許容 譲渡制定期預金証書 (CD) 導入 金融団協定廃止 外銀支店優待措置撤廃</p>	
1985	<p>原油、為替、国際金利の下落 韓銀特融措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行収支のため 6 %→ 3 %</li> </ul>
1986	<p>経常収支黒字 外国銀行国内支店に商業手形再割引許容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通貨増加</li> </ul>
1987	<p>米 ALICO 社国内生命保険市場進出 証券社外貨保有許容 88 年より POSCO、韓電など国民株として売却決定</p>	
1988	<p>株式取引委託手数料率自律化 金利自由化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コール (84) ,CD(86),一部の貸出金利(88)</li> </ul>
1989	<p>4 個合弁生命保険会社認可 生命保険会社利益配当 新規参入拡大 地方銀行営業区域制限緩和決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・91 年より自律化発表</li> <li>・同和銀行、6 個の生命保険会社、8 個の地方リス会社設立認可</li> </ul>
1990	<p>金融改革のための金融自由化</p>	
1991	<p>4 段階金利自由化推進計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 段階まで実行</li> </ul>

<sup>38</sup> コール借入順平均残高を自己資本ベースで設定。・自己資本 1,000 億 won 以下：200 億 won  
5,000 億 won 以下：自己資本の 20%、5000 億 won 超過：1,000 億 won+5,000 億 won 超過分の 15%。

1993	新経済5カ年計画の一環として金融改革方案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利自由化</li> <li>・通貨管理方式</li> <li>・金融実名制</li> </ul>
1994	製造業貸出指導比率廃止し与信禁止部門縮小 地方銀行の中小企業貸出義務比率縮小 銀行法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・80% →70%</li> <li>・有償増資を認可対象から除外</li> <li>・子会社出資自由化(20%限度)</li> <li>・同一人の銀行株所有限度を議決権のある発行株式総数の8%→4%に</li> <li>・金融専業企業家制度導入</li> </ul>
1996	新金融商品許容  預金支準率段階的引下げ コール取引仲介機関の一元化  CDに対して支準積み立て義務化 <sup>87</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最長満期制限(10年)撤廃</li> <li>・変動金利付き預金(銀行)、MMF(投資信託会社)、新種CMA(総合金融会社)など</li> <li>・第2金融圏にコール借入限度を設けたコールロン導入<sup>88</sup></li> <li>・韓国資金仲介株式会社設立: 専門仲介会社</li> <li>・支準率2%</li> </ul>
1997	貸出限度(basket)管理対象縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30代→10代系列企業群</li> </ul>

<付表2> 金融改革委員会、政府及び韓国銀行独自案比較

	現行	金融改革案	政府案	韓国銀行案
1. 韓国銀行の目的	・通貨価値の安定と銀行信用制度の健全化	・物価安定	・物価安定	・通貨価値の安定と銀行信用規制の安定性維持
2. 韓国銀行の組織体系	・金融通貨委員会は韓国銀行の最高意思決定機構	・金融通貨委員会は韓国銀行の最高意思決定機構	・中央銀行を金融通貨委員会（政策決定機構）と韓国銀行（執行機構）に分離	・金融通貨委員会は韓国銀行の最高意思決定機構
3. 金融通貨委員会	・財経院長官が議長となる ・総裁は財経院長官が提請、大統領任命 ・総裁任期4年 委員任期3年	・議長が総裁を兼任 ・議長は国務総理提請、大統領任命 ・議長（総裁）任期5年、委員任期6年（単任）	・議長が総裁兼任 ・議長は国務会議審議、大統領任命 ・議長任期5年、委員任期3年（連任）	・総裁が議長となる ・総裁は国務総理提請、大統領任命 ・金融改革委員会と同一
4. 韓国銀行の政策対象領域		・ ・外貨予受信及び外国為替ポジション管理業務通貨 ・支払決済制度運営、管理業務明示 ・第2金有圏の銀行有事業務支払準備付加根拠準備	・韓国銀行は市場参加者として通貨信用政策を遂行（財経院はマクロ経済運用次元の金融政策遂行） ・為替率、為替予受信及び外国為替ポジション政策に対して協議 ・（削除） （削除）	・（削除）  ・金融改革委員会案と同一  ・同上  ・同上
5. 政府との政策調和	・財経院長官が金通委議長 ・財経院長官の議案提議権保有	・（削除） ・左同	・（削除） ・左同	・（削除） ・（削除）



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財 経 院 長 官 の 提 議 要 求 権</li> <li>・ 財 経 院 次 官 金 通 委 参 加、 発 言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (削除)</li> <li>・ 左 同</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財 経 院 長 官 の 提 議 要 求 権 保 有</li> <li>・ 左 同</li> <li>・ 財 経 院 長 官、 金 通 委 議 長 定 例 協 議 ( 月 1 回 以 上 )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左 同</li> <li>・ 左 同</li> <li>・ (削除)</li> </ul>
6. 韓国銀行の政策責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金 通 委 を 合 議 制 機 関 と し て 設 置</li> <li>・ 大 統 領 の 金 通 委 院 任 命</li> <li>・ 年 次 報 告 書 公 表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左 同</li> <li>・ 左 同</li> <li>・ 左 同</li> <li>・ 議 事 録 公 開 義 務 化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左 同</li> <li>・ 左 同</li> <li>・ 左 同</li> <li>・ 左 同</li> <li>・ 国 会 報 告 ( 年 1 回 以 上 )</li> <li>・ 毎 年 物 価 目 標 を 財 経 院 長 官 と 協 議 設 定 し て、 未 達 成 時 金 通 委 員 任 期 前 解 任 可 能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金 改 委 案 と 同 一</li> <li>・ (削除)</li> </ul>
7. 金融監督体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀 行、 証 券、 保 険 業 種 別 監 督 機 能 専 門 化</li> <li>・ そ の 他 金 融 化 は 監 督、 検 査 機 関 の 多 岐 化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金 融 監 督 機 関 を 統 合 し て 金 監 委 ( 金 監 院 ) に 一 元 化</li> <li>・ た だ し、 韓 国 銀 行 に は 一 部 銀 行 監 督 機 能 付 与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金 融 監 督 機 能 を 統 合 し て 財 経 院、 金 監 委 ( 金 監 院 ) が 分 担</li> <li>・ 財 経 院： 法 令 制 定 権、 認 許 可 権 保 有 及 び 統 合 預 金 保 険 機 構 管 奨</li> <li>・ 金 監 委 ( 金 監 院 )： 規 制、 検 査 及 び 制 裁 権 保 有</li> <li>・ た だ し、 韓 国 銀 行 に は 金 監 委 前 検 査 要 請 権 な ど 付 与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監 督 機 関 協 議 機 構 設 置</li> </ul>
8. 韓国銀行の銀行監督機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一 般 銀 行 に 対 す る 認 可、 経 営 指 導、 規 制、 検 査、 制 裁、 機 能 遂 行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀 行 ( 特 殊 銀 行、 信 託 勘 定 含 む ) に 対 す る 経 営 指 導。 規 制 及 び そ れ を 確 認 で き る 権 限 保 有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必 要 時 監 督 機 構 に 対 す る 特 定 分 野 検 査 要 請 権、 必 要 時 共 同 検 査 と 是 正 措 置 要 求 権 保 有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一 般 銀 行 に 対 す る 認 可、 経 営 指 導。 規 制、 検 査、 制 裁 機 能 遂 行。</li> </ul>
9. 内部経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定 款 変 更 は 財 経 院 長 官 が 承 認</li> <li>・ 財 経 院 及 び 鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金 通 委 が 承 認</li> <li>・ 鑑 査 院 鑑 査 に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左 同</li> <li>・ 左 同</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金 改 委 案 と 同 一</li> </ul>

	査院の業務検査 ・鑑査は金通委同意、財経院長官任命 ・予算は金通委が承認	一元化 ・財経院長官推薦、金通委任命 ・経費性予算は財経院長官が承認	・財経院長官推薦、大統領任命 ・左同	・金通委院及び役員報酬は財経院長官が承認
--	--	--	-----------------------	----------------------

資料：金融改革 2 次報告書より

<付表 3> 預金保険機構

預金保険機構	機構形態	対象機関
預金保険基金	預金保険公社内設置	一般銀行、外銀支店、特殊銀行
信用管理基金	別度法人	総合金融会社、相互信用金庫
セマウル金庫連合会	セマウル金庫連語会内に設置	セマウル金庫
信用協同組合中央会安全基金	信用協同組合中央会内に設置	信用協同組合
保険保証基金	保険監督院内に設置	保険会社
証券投資者保護基金	証券金融（基金運用）証券監督委員会（基金管理）	証券会社

資料：金融改革 2 次報告書より

＜付表 4＞金融改革委員会報告書

金融産業の競争力強化	
銀行・証券・保険の業務拡大  証券会社、総合金融会社、投資信託会社など証券関連機関は総合投資会社（investment bank）に発展指向。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 核心業務領域を狭くし、ネガティブ・システムに移行</li> <li>－ 核心業務に関しても子会社方式の相互進出拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行：支払い手段の発行・交換・決済業務</li> <li>証券：有価証券の委託売買に関する業務</li> <li>保険：保険の引き受け及び運用業務</li> </ul> </li> <li>－ 証券社が会社債発行と CP 業務及び為替業務取り扱い、投資信託業務は子会社で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 総合金融会社は有価証券売買業務と株式引受業務をそして投資信託会社は一定基準に基付いて証券または他の金融機関に転換許容。</li> </ul> </li> <li>－ 保険業法第 9 条の改正及び子会社関連規定新設－為替業務、保険金信託業務など取り扱い許容<sup>39</sup></li> </ul>
金融機関の支配構造	
理事会の構成 <sup>40</sup>  非銀行金融機関の支配構造改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 非常任理事の構成：株主代表 70%、理事会推薦公益代表 30%。 但し株主代表は 1～5 代系列企業群を含むが、同一系列の非常任理事参加は一行に限る。また当該銀行与信規模が 1～5 位に当たる系列企業群は候補推薦から除く</li> <li>－ 非常任鑑査制度導入：小額株主の権益を保護するため</li> <li>－ 理事の 50%が株主と公益代表非常任理事で構成される理事会制度導入</li> <li>－ 非常任理事で構成された選任委員会で代表理事と鑑査を選任する</li> </ul>
金融機関内部経営の自律化	
金融機関の資産運用に関する規制緩和  選別金融制度 <sup>41</sup>  商品運用及び開発営業地域及び店舗設置  人事及び組織配当の先決要件緩和 <sup>42</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 個別資産の運用に関する規制は原則的に廃止</li> <li>－ 保険社は危険資産比自己資本規制（RBC）制度を導入することによって資産運用に対する間接規制体制を定着</li> <li>－ 商品財産運用に関しては運用結果の報告書を公示</li> <li>－ 金融機関の資産運用規制の中で中小企業貸出、地方資金還流制度、 貸出禁止業種 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 財政経済院認可から事後申告に</li> <li>－ 店舗設置原則的自由化（地域金融活性化の目的で設置された金融機関除く</li> <li>－ 海外店舗設置自由化</li> </ul> </li> <li>－ 人事に対する窓口指導と暗黙的の干渉撤廃</li> </ul>

<sup>39</sup> 韓国において業務領域区分の根本的な背景は金利引き下げと金融機関の収益性確保にある。非銀行金融機関に対して増資、商品認可、支店増設などを規制し、市場を区分によって銀行預金に移動を防ぐ。

<sup>40</sup> 現在の全体理事数は資本金が 5,000 億ウォン未満で総資産が 30 兆未満の銀行は 7～15 人、5,000 億ウォン以上または総資産が 30 兆以上は 11～25 人を株式総会で選出（銀行法施行令第 2 条 4）。常任理事は全体の 1/2 未満にし、非常任理事は大株主代表推薦 50%、小額株主代表推薦 30%、理事会推薦 20%と構成される。（銀行法第 14 条 3）任期は常任理事及び鑑査は 3 年、株主代表非常任理事は 1 年、理事会推薦理事は 2 年（銀行法第 14 条 2）

<sup>41</sup> 金融機関別中小企業義務貸出比率は都市銀行 45%、地方銀行 70%、外資銀行 35%、証券会社 30%、保険会社 35%、信用金庫 80%、総合金融会社 25%。

<sup>42</sup> 銀行の配当に対する先決条件は実質自己資本 8%以上、前年度末積立比率 20%以上、金融事

金融市場の効率性再考	
金利及び手数料自由化	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 貯蓄性預金の金利自由化は 1997 年内、要求払い預金の金利自由化は 1998 年上半期以後実施</li> <li>- 還買条件付き債券売買利率自由化：貯蓄性預金の金利自由化と同時期に</li> <li>- 予定利率自由化：2000 会計年度より施行</li> <li>・ 手数料自由化</li> <li>- 国庫収納及び政府委任為替業務に関して手数料付加</li> <li>- 証券会社の委託売買手数料上限規制廃止</li> <li>- 収益証券還買手数料自由化：1997 年 2/4 分期中</li> </ul>
与信管理制度 <sup>43</sup>	
「与信限度 (basket) 管理制」の廃止  主取引銀行制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 銀行法上の「同一人与信限度制」を「同一系列与信限度制」に転換して銀行の偏重与信を抑制する。</li> <li>- (銀行与信が 2,500 億円以上の系列企業群) の廃止し、銀行・企業間関係を銀行自律に任せる。</li> <li>- 対象企業の監視義務及び 10 代系列企業群の不動産取得承認制廃止。</li> </ul>
中小企業金融	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 中小企業の海外金融利用拡大</li> <li>- 銀行と非銀行金融機関の中小企業専用外債借入許容</li> <li>- 外国人投資家の中小企業保証債投資早期許容</li> <li>- 補助金の性格が強い支援から商業的市場原理による中小企業金融誘導</li> <li>- 中小企業専担銀行制度確立</li> <li>- 中小企業支援目的の長期国債と金融債発行</li> <li>- 地域信用保証組合設立 (現在 4 カ地域に設立運用) 拡大</li> <li>- 中小企業信用情報専門会社設立許容</li> </ul>
金融慣行 <sup>44</sup>	
拘束性預金の解消 <sup>45</sup> 担保貸し出し慣行改善 <sup>46</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 貸出専門金融機関の新規進入を緩和し、競争促進</li> <li>- 貸し出し契約条件の書面明示強化 (Truth in the Lending)</li> </ul>
通貨管理体系及び運用方式	

故または不実経営などで警告を受けてないこと、経営成果評価が 3 年間 C 以上で前年度に C で

ないことである。

<sup>43</sup> 与信管理制度は 1974 年 7 月に「系列企業群に対する与信管理協定」で企業財務構造改善による金融資産の健全性と系列企業群の過大な系列拡張及び不動産取得抑制のために導入。1996 年 6 月から支払保証を除いた貸し出しだけが管理対象となる。

<sup>44</sup> 担保貸し出し、拘束性預金などの金融慣行は金利規制、資金の慢性的超過需要、金融機関の優越的な地位などによる。

<sup>45</sup> 銀行監督院は貸し出し実行日前後 10 日営業日ない、貸し出しまたは業体別に貸出金の 10% を越える預・貯金を拘束性預金と規定。1996 年銀行監督院が実施した「金融機関拘束性預金整理期間」の間に各銀行が中小企業を相手とした拘束性預金として解約したのは 32 銀行が 19,932 企業に対し、1 兆 2,834 億ウォンであった。(中小企業貸出残高の 2%)

<sup>46</sup> 「銀行経営統計」によると 1996 年末の担保貸出が 55.8%、信用貸出が 44.2%、中小企業の場合担保貸出が 57.6%。

通貨信用性策の最終目標の再定立	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 間接通貨管理方式の定着：M2の代わりに、通貨指標、金利、為替レートなどの変数を総合的に考慮し、流動性を管理する通貨信用政策運用</li> <li>- 短期金利など価格指標を運用目標として活用（しかし当分は総通貨指標及び金利指標を同時に重視）</li> <li>- 市場原理に基づいた先進国型の公開市場操作中心に転換（再割引制度の規模縮小、再割引金利の実勢化、再割引制度の性格を公示機能及び最終貸し手の機能中心に転換）</li> <li>- 通安証券の発行金利の現実化及び満期構造の多様化：流動性調節目的</li> <li>- 可変預置義務制度（Variable Deposit Requirement）の導入検討：投機性海外資金の一定部分に対して</li> <li>- 外国人投資家の為替取引に対し、為替取引税（Foreign Exchange Transactions Taxes）を適用検討</li> </ul>
不良債券	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不良債権公示義務化</li> <li>- 充当金設定と不良債権の償却強化</li> <li>- 成業公社の機能に債券引き受け処理機能追加</li> </ul>
参入自由・円滑化	
金融機関所有構造の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 都市銀行、転換銀行、合弁銀行の株所有限度を4%に統一する<sup>47</sup></li> <li>- 一定の条件を満たした特別なケースに限り、例外的に監督当局の事前承認をえて10%まで所有可能</li> <li>- ノンバンクに関しては原則的に所有持ち分限度を廃止する<sup>48</sup></li> <li>- 銀行法上の所有限度を新設銀行の場合10%までに認めることによって新規設立を促す。</li> <li>- 総資産規模が1兆円を超えるかまたは設立後5年経過した場合には銀行法上所有制限を適用。</li> <li>- 合弁銀行と外国銀行国内現地法人の認可基準は国内銀行の新規認可と同じくし、投資比率の制限を撤廃すると伴に所有構造に対しては国内銀行法を適用する。</li> <li>- ノンバンクの海外銀行業進出は現地銀行法によって認める。</li> <li>- ノンバンクの参入最低資本金を引き下げ（総合証券業は30億万円に、自己売買及び委託売買業150億万円、委託売買業10億万円）また外国証券業者の認可条件も長期的には統一。</li> <li>- 先物取引業の最低資本金を100億万円から20億万円（先物取り引き業）、先物投資基金業は300億万円から50億万円に引き下げる。</li> <li>- 投資信託及び投資信託運用業に関しては最低資本金を300億万円を30億万円に引き下げ、大企業グループに対する所有持ち分限度を原則的に廃し。</li> <li>- 保険業においては最低納入資本金と営業認可基準を差等化（業務の細分化によって）。また認可基準に関して国内・外保険業者間の許可条件を同一化、2000年まで5大財閥の生命保険業参入を自由にする。</li> </ul>
金融機参入円滑化	

<sup>47</sup> 現行銀行法による同一人株の所有持ち分限度は、都市銀行4%、転換銀行（HANA銀行、BORAM銀行）8%、地方銀行15%となる。ここで転換銀行とは金融機関合併と転換に関する法律によって銀行に転換した銀行を指す。

<sup>48</sup> ノンバンクに対する所有持ち分規制は投信社と保険社だけに適用されている。

金融持株会社	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 100%子会社形態の銀行及び非銀行金融機関所有を許容するが、子会社に対する出資は持主会社の自己資金に限る。</li> <li>- 所有持ち分限度は銀行と同一基準に従うが、ノンバンクの持主会社には所有持ち分限度を適用しない</li> </ul>
退出	
適期是正措置制度 (Prompt Corrective Action) 確立 <sup>49</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 銀行に対しては BIS 基準自己資本比率、証券社には営業用順資本比率、生命保険社には長期的に危険基準資本金 (RBC) 制度に移行。</li> <li>- 経営情報の透明性見直しと不良債権の整理</li> </ul>
中央銀行及び金融監督制度	
中央銀行制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 中央銀行権限及び責任の明瞭化</li> <li>・ 韓国銀行の設立目的を“物価安定のための通貨信用政策の樹立及び執行”と見直す。<sup>50</sup></li> </ul>
金融通貨運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 韓国銀行の最高意思決定機構として金融通貨運営委員会の位置づけを明瞭化する。</li> <li>- 同委員会の議長の任命提請権者を現行の財経院長官ではなく国務総理とし、大統領が任命する。</li> <li>- 同委員会の議長が韓国銀行の総裁を兼任する。</li> <li>- 韓国銀行の人事・組織変更や財経院長官が担当してきた定款変更などの承認権を金融通貨委員会が担当する。</li> </ul>
金融監督制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 機関中心の監督から機能中心の監督へ転換。</li> <li>- 金融監督体系の統合・一元化。</li> <li>- 監督機能の中立性と国際的な整合性堤考</li> <li>・ 「金融監督委員会」新設し金融監督委員会の最高議決機関として位置づける。</li> <li>- 法的地位は国務総理所属の合議制行政機構とする。</li> <li>- 中間監督機関 (金融監督院) 及び統合預金保険機構を設置し、別の機構として証券、先物取引委員会を設置。</li> <li>- 金融監督院は全金融機関を監督する。</li> <li>- 多岐化されている預金保険機構を統合した単一の預金保険機構を造る。</li> </ul>
金融市場の情報の効率化	
企業会計及び公示制度改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 系列企業群連結財務の導入 (全銀行から総借入残高が 5 千億円以上の系列企業群を対象とする)<sup>51</sup></li> </ul>

<sup>49</sup> この制度は金融機関の健全性を計る際に自己資本比率などを基準として 5～6 のレベルに分け、自己資本充実度が低下した金融機関に対し、監督当局が是正措置を段階的に実行していく制度である。米国は 1991 年、デンマークは 1974 年に導入した。日本は 1998 年 4 月から実行予定。韓国の場合は 1997 年 1 月改正された「金融産業の構造改善に関する法律」第 10,11,14 条に金融機関に対する適期是正措置の根拠を明示している。

<sup>50</sup> 現行韓国銀行法 (第 3 条) では韓国銀行の設立目的を 1. 国民経済発展のための通貨価値安定、2. 銀行・信用制度の健全化とその機能向上による経済発展と国家資源の有効な利用を図ると規定されている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 連結企業の範囲は銀行法によって同一系列企業群に属する全ての会社とする。</li> <li>- 外部監査の義務化及び会計基準の国際化：国内会計基準の国際化（IASC：国際会計基準委員会、IOSCO：証券監督者国際機構に合わせた）を推進する専門研究機関の設立検討。</li> <li>- 一定時公示を上場企業に限り分期報告書制度導入（現在は半期報告書と事業報告書）。</li> <li>- 電子公示制度の構築（EDGAR system など）</li> </ul>
--	---

<付表 5>韓国金融利用者保護制度

	預金保険公 社	信用管理基 金	信 協	セマウル金 庫	保険保証基 金	証券投資者 保護基金
設 立 日	1996.6	1983.5	1983.7	1984.1	1989.4	1997.4
設立根拠	預金者保護 法	信用管理基 金法	信用協同組 合法	セマウル金 庫法	保険業法	証券取引法
対象金融機 関	国内銀行外 銀支店	総合金融信 用金庫	信 協	セマウル金 庫	生保、損保	証券会社
機 能	預金保険資 金支援	資金支援預 金保険金庫 検査	資金支援預 金保険	預金保険	保険金支払 保障	顧客預託金 支払保障
加入方式	義務介入	義務介入	義務介入	義務介入	義務介入	義務介入
支払保証限 度	2千万ウォン	2千万ウォン	1千万ウォン	3千万ウォン	5千万ウォン	2千万ウォン
財源造成方 法	預金平残の 0.02%	投 金、 総 金：0.1%信 用 金 庫 0.15%	0.06%（出 資金の1%）	年0.1%（最 近3年間）	輸入保険料 の0.1%	顧客預託金 平 残 の 0.1%
造成規模 (96.6 末 ) (億ウォン)	96 年政府 出資 100 億 ウォン	3,331	382	523	1,417	1,015
対象預託金 (億ウォン)	—	274,257	115,244	176,077	456,571	31,744
準 備 率	—	1.2%	0.06%	0.3%	0.3%	3.2%

資料：「金融改革2次報告書」p173より

<sup>51</sup> 1976年発行株式総数の1/2以上所有株式会社に対して連結B/S、連結P/Lの作成し始めた。1992と1993年の年連結会計基準の改正をへて現在に至る。現在は資産規模60億ウォン以上の企業の場合、個々の会社は個別の財務諸表をそして支配企業となる場合は追加的に連結財務諸表の作成を義務化している。しかし現行の連結基準は「会社間持分率」を基準で支配関係を判断しているが、実際韓国企業の所有構造は「個人中心」で系列会社を支配しているので、同一系列企業群に属する系列会社でも会社間持分率によっては支配関係が成立しない。したがって連結から除外される企業が相当存在する。また公正取引法で持株会社を禁止しているので系列企業群のなかから絶対的支配会社の存在は難しい。

## 参考文献

- 李 昌圭『韓国金融論』法文社、1996。
- J. B. Choi. 『解放以後韓国の金融政策』Kyoungsung 大学出版、1996。
- 鄭 健容『我が国金融政策運用現況と改善方向：実際運用形態を中心に』韓国開発研究院、1987。
- 鄭 雲燦『金融改革論』法文社、1993。  
『『新経済』の金融措置』『経済論集』第33巻第4号、p389~404。  
『転換期に立つ韓国金融の進路』ソウル大学経済研究所、1991。
- Y. G. Lee『韓国企業の所有と支配構造』韓国開発研究院、1996。
- 李 昌圭『韓国金融論』法文社、1996。
- 南相祐・金東源『金利自由化の課題と政策方向』韓国開発研究院、1991。
- 孫 正植『金融革新と金融自由化』全国銀行連合会金融経済研究所、1987。
- 朴英哲・金ヒョン柱・朴在潤『金融産業の発展に関する研究 1985~2000』韓国開発研究院、1988。
- D. C. Cole ・朴英哲『韓国の金融発展：1945~80』韓国開発研究院、1984。
- 趙 淳外「一般銀行制度の改変方向に関する研究」p36~37、韓国銀行、1981。
- Yoo, Yong-joo『三星経済』「金融改革の必要性、HANBO 倒産で一層深刻」1997。
- 金日煥・韓尚鉉「金融産業改編推移と向後課題」『調査月報』、1997. 2。
- 朴 在潤「米・日の金融改革と韓国の金融改革」『経済論集』XXIV巻2号、1985. 6。
- 黄 義カク「政府の金融介入に対する功過分析」『社会論集14輯』（高大政経大学）、1988。
- S. H. O. 「金融規制差別化の企業財務構造への影響」『金融経済研究』（金融経済研究所）、1995. 4。
- 林 昌烈「金融改革推進現況と主要改革改題の推進方向」『経済論集』第33巻第4号、1995。
- I. J. Kim. 「金融の国際化と韓国経済」『韓国の金融大変革（Korean Big Bang）』、1997. 6. 13。  
「OECD 加盟後金融の構造調整」『経済学研究代45輯第一号』、1997. 3。
- H. Chan. and S. B. Kim. "Financial Regulation and Banking Sector Performance: A Comparison of Bad Loan Problems in Japan and Korea"韓国銀行金融経済研究所、1994. 4。
- 李 在雄「金融規制及び規制緩和の理論的分析」『金融研究』第5巻第1号33~60、1991. 4。
- 韓瑾煥・姜傲熙「韓国の企業金融と証券市場」『証券経済』第165号、1988. 9。



趙 潤濟「金利自由化と政策金融の方向に関して」『金融経済研究』韓国銀行  
金融経済研究所、1993。

左 承喜「通貨管理政策の改善方向に対する小考」『金融フォーカス』、1993。  
財政経済院「OECD 加入推進現況及び向後推進計画」、1996。

韓国銀行『我が国の金融制度』、1993。

財政経済院「中央銀行制度と金融監督制度体系改編に対する発表文」、1997

金融監督委員会『金融改革1次報告書』、1997. 4。

『金融改革2次報告書』、1997. 6。